

第3章 その他公害防止対策

第1節 大気汚染対策

1 大気汚染の概況

(1) 汚染の状況

当地域における大気汚染の状況についてみると、二酸化窒素濃度は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともに、近年緩やかな減少傾向にある。環境基準の達成状況をみると、平成22年度においては、一般環境大気測定局では有効測定局56局中、日平均値の98%値が0.04ppm未満の測定局が35局(63%)、0.04ppm以上0.06ppm以下の測定局が21局(38%)、0.06ppmを超える測定局はない。自動車排出ガス測定局では有効測定局33局中、日平均値の98%値が0.04ppm未満の測定局が2局(6%)、0.04ppm以上0.06ppm以下の測定局が31局(94%)、0.06ppmを超えた測定局はない。

浮遊粒子状物質濃度は、近年緩やかな減少傾向で推移している。環境基準の達成状況を長期的評価で見ると、平成22年度においては、有効測定局88局(一般環境大気測定局57局、自動車排出ガス測定局31局)全局で環境基準を達成した(短期的評価は非達成)。

光化学オキシダント濃度は、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数で見ると、近年は、多少の増減はあるものの、緩やかな増加傾向で推移している。環境基準の達成状況をみると、平成22年度においては、有効測定局59局(一般環境大気測定局56局、自動車排出ガス測定局3局)全局で環境基準を達成していない。

また、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく光化学スモッグ注意報等の発令回数は、最近10年間は年度による変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移しており、平成22年度における発令回数は予報17回、注意報12回であった。また、光化学スモッグによると思われる被害の訴えの届出は、1件あった。

(2) ばい煙発生施設の状況等

平成23年3月末現在における大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等の設置状況は、ばい煙発生施設が4,929工場・事業場で13,280施設、一般粉じん発生施設が240工場・事業場で1,232施設、揮発性有機化合物発生施設が44工場・事業場で150施設となっている。

また、府生活環境保全条例に定めるばい煙・粉じんに係る届出施設を設置している工場・事業場数は5,528となっている。

これらばい煙発生施設等において使用される燃料の使用量は、平成19年度の大気汚染物質排出量等調査結果によると、表3-1-1に示すとおりで、昭和52年度と比較すると8~9割減少している。

一方、府域における自動車保有台数は約369万台(平成23年3月末現在)で、平成9年度(約378万台)に比して約9万台減少している。

表3-1-1 地域別燃料使用量の推移(府域)

①原・重油

(単位:千L)

年度 地域	昭和52年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	使用量	構成比(%)								
大阪市地域	1,522	24.9	41	4.9	33	8.6	33	9.0	33	8.7
北大阪地域	241	3.9	57	7.0	25	6.5	23	6.3	23	6.1
東大阪地域	294	4.8	61	7.5	113	29.5	119	32.8	124	33.0
南河内地域	47	0.8	11	1.4	13	3.4	11	3.1	11	3.0
泉州地域	4,018	65.6	646	79.2	199	52.0	178	48.9	185	49.3
合計	6,122	100.0	816	100.0	383	100.0	363	100.0	375	100.0

②灯・軽油

(単位:千L)

年度 地域	昭和52年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	使用量	構成比(%)								
大阪市地域	325	39.1	41	24.7	36	17.6	36	19.7	36	20.1
北大阪地域	100	12.0	27	16.3	18	8.8	17	9.5	15	8.3
東大阪地域	128	15.4	55	33.1	105	51.5	85	46.5	85	47.5
南河内地域	16	1.9	5	3.2	8	3.9	7	3.8	7	3.9
泉州地域	263	31.6	38	22.7	37	18.1	38	20.5	36	20.2
合計	832	100.0	166	100.0	204	100.0	183	100.0	179	100.0

③コークス

(単位:千t)

年度 地域	昭和52年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	使用量	構成比(%)								
大阪市地域	769	30.4	21	25.3	17	36.2	17	37.0	17	35.9
北大阪地域	1	0.0	3	3.9	4	7.8	4	8.7	4	8.2
東大阪地域	17	0.7	8	10.1	5	10.2	5	10.9	5	10.1
南河内地域	10	0.4	5	5.7	5	10.6	0	0.0	1	2.8
泉州地域	1,731	68.5	46	55.0	16	35.1	20	43.5	20	43.0
合計	2,528	100.0	83	100.0	46	100.0	46	100.0	47	100.0

(3) 常時監視

ア 環境の監視

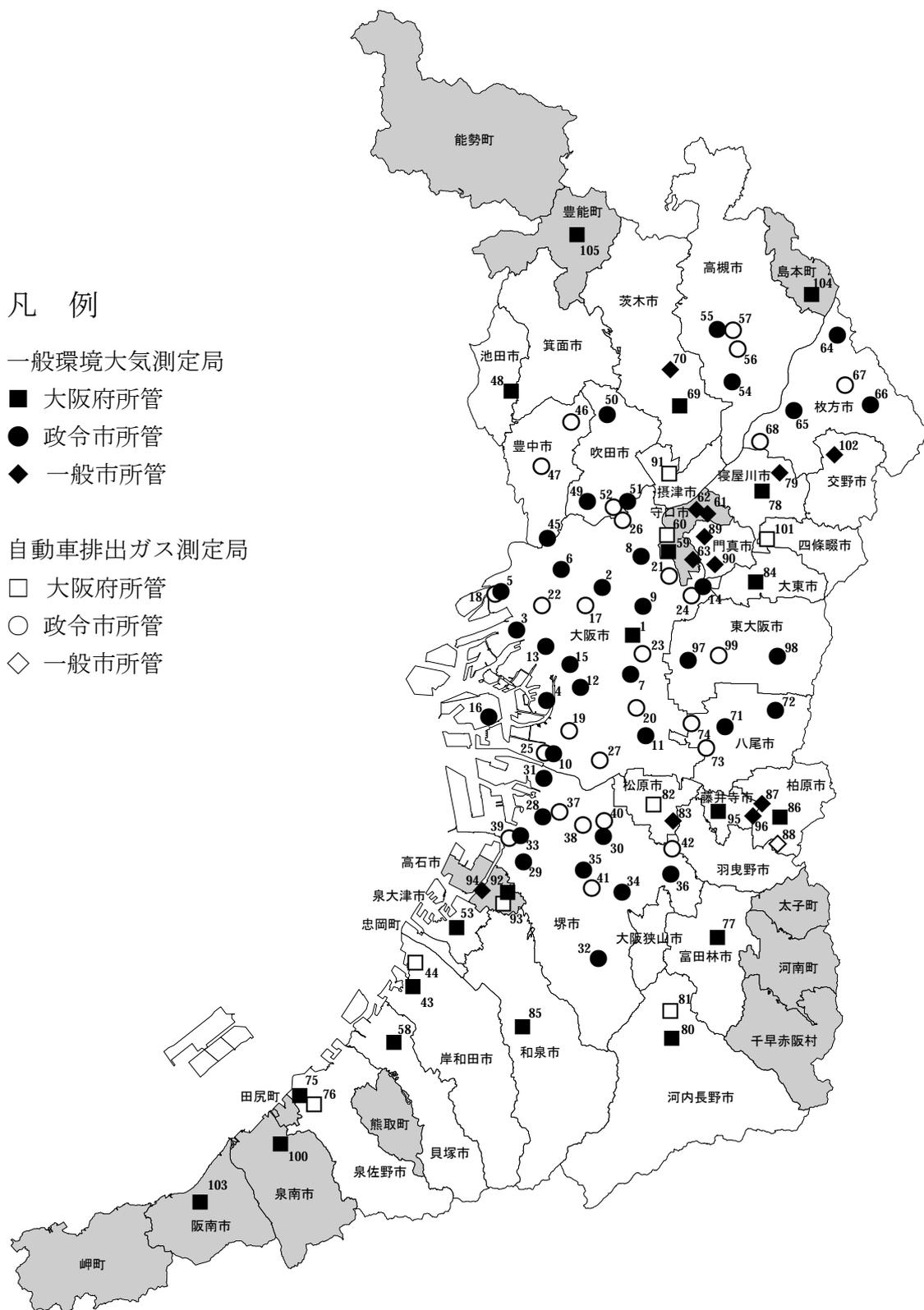
当地域における大気汚染の状況を把握するために、府及び市では図3-1-1に示すとおり、大気汚染常時測定局を設置し常時監視を行っている。

また、広域的な大気汚染に対処するため、府は兵庫県及び和歌山県とそれぞれリアルタイムに1時間値データの交換を行い、広域的な汚染の常時把握を行っている。

大気汚染常時測定局現況図測定局名一覧

番号	測定局	番号	測定局	番号	測定局
1	国設大阪	36	美原	71	八尾保健所
2	菅北小学校	37	堺市役所	72	水越
3	此花区役所	38	中環	73	太子堂
4	平尾小学校	39	湾岸	74	久宝寺緑地
5	淀中学校	40	常磐浜寺	75	佐野中学校
6	旧淀川区役所	41	阪和深井畑山	76	末広公園
7	勝山中学校	42	美原丹上	77	富田林市役所
8	大宮中学校	43	岸和田中央公園	78	寝屋川市役所
9	聖賢小学校	44	天の川下水ポンプ場	79	成田
10	清江小学校	45	千成	80	三日市公民館
11	摂陽中学校	46	千里	81	外環河内長野
12	今宮中学校	47	豊中市役所	82	松原北小学校
13	九条南小学校	48	池田市立南畑会館	83	大塚高校
14	茨田北小学校	49	吹田市垂水	84	大東市役所
15	難波中学校	50	吹田市北消防署	85	緑ヶ丘小学校
16	南港中央公園	51	吹田市川園	86	府立修徳学院
17	梅田新道	52	吹田簡易裁判所	87	柏原市役所
18	出来島小学校	53	泉大津市役所	88	西名阪柏原旭ヶ丘
19	北粉浜小学校	54	高槻南	89	門真市役所
20	杭全町交差点	55	高槻北	90	門真市南
21	新森小路小学校	56	高槻市役所	91	摂津市役所
22	海老江西小学校	57	緑が丘	92	高石中学校
23	今里交差点	58	貝塚市消防署	93	カモドールMBS
24	茨田中学校	59	守口保健所	94	高石消防署高師浜出張所
25	住之江交差点	60	淀川工科高校	95	藤井寺市役所
26	上新庄交差点	61	第一測定局(金田)	96	道明寺東小学校
27	我孫子中学校	62	第二測定局(大日)	97	東大阪市西保健センター
28	少林寺	63	第三測定局(錦)	98	東大阪市旭町庁舎
29	浜寺	64	楠葉	99	東大阪市環境衛生検査センター
30	金岡	65	枚方市役所	100	泉南市役所
31	三宝	66	王仁公園	101	国設四條畷
32	若松台	67	招提	102	交野市役所
33	石津	68	中振	103	南海団地
34	登美丘	69	茨木市役所	104	島本町役場
35	深井	70	耳原小学校	105	豊能町役場

※公害防止計画策定地域外については、網掛けで表示



(注) 図の番号は前頁の測定局を示す。

※公害防止計画地域外については、網掛けで表示

図 3 - 1 - 1 大気汚染常時測定局現況図 (平成 23 年 3 月末現在)

2 窒素酸化物対策

(1) 窒素酸化物に係る大気汚染の状況

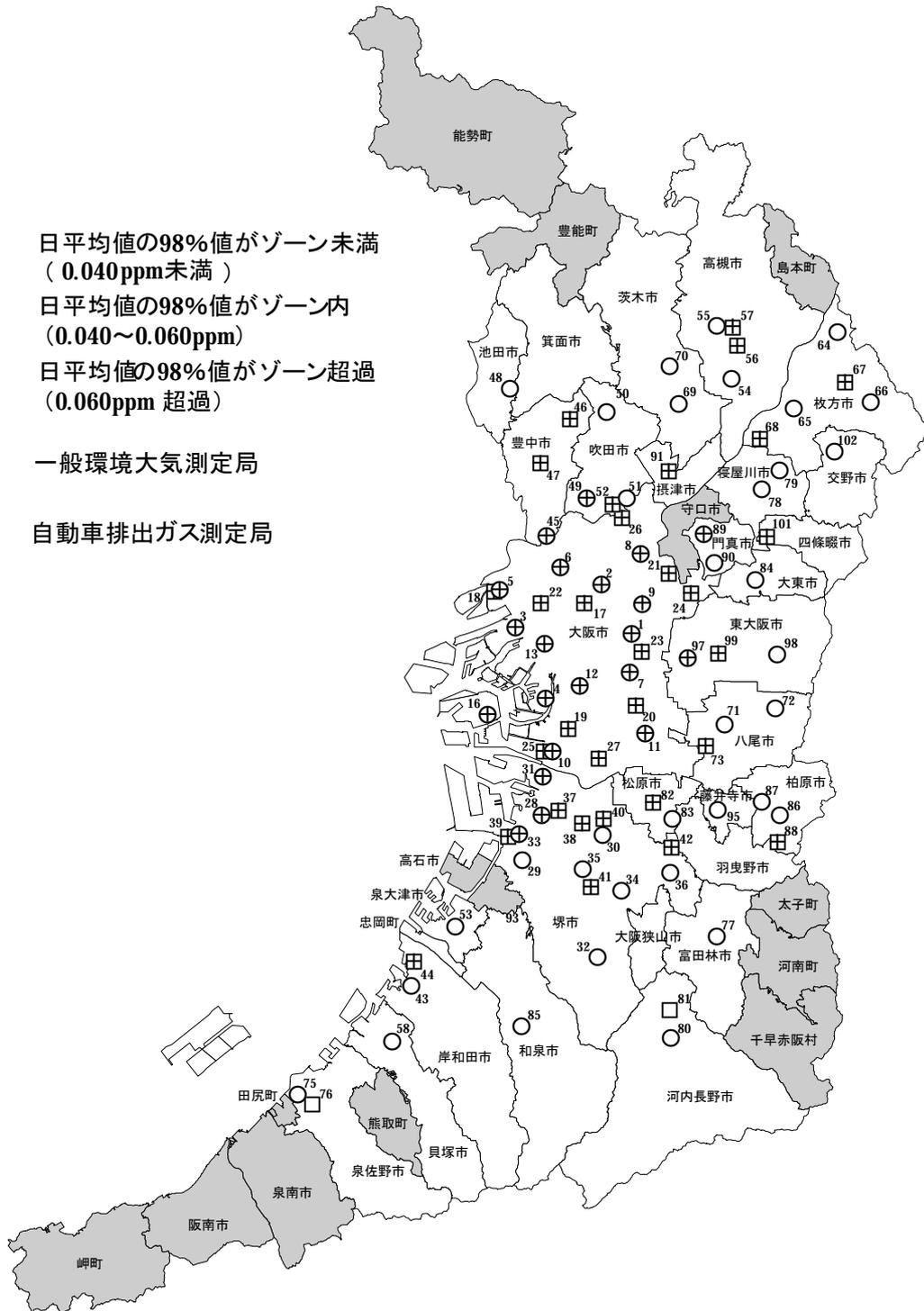
平成 22 年度の二酸化窒素濃度の測定は、一般環境大気測定局 56 局、自動車排出ガス測定局 33 局の計 89 局で行った。

平成 22 年度における環境基準の達成状況（図 3-1-2）をみると、一般大気環境測定局及び自動車排出ガス測定局の全有効測定局で環境基準を達成している。一般環境大気測定局では、有効測定局 56 局のうち、日平均値の 98%値が 0.04ppm 未満の測定局が 35 局、0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の測定局が 21 局であり、0.06ppm を超えた測定局はなかった。また、自動車排出ガス測定局では、有効測定局 33 局中、日平均値の 98%値が 0.04ppm 未満の測定局が 2 局、0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の測定局が 31 局であり、0.06ppm を超えた測定局はなかった。

次に、平成 22 年度の濃度上位測定局 5 局における日平均値の 98%値の推移（図 3-1-3、4）をみると、大気汚染防止法に基づく数次にわたる排出規制の強化、総量規制の導入及び自動車排出ガス規制の強化、自動車 NO_x・PM 総量削減計画に基づく諸施策の推進等により、減少傾向で推移している。

凡例

- □ 日平均値の98%値がゾーン未満 (0.040ppm未満)
- ⊕ ⊞ 日平均値の98%値がゾーン内 (0.040~0.060ppm)
- ■ 日平均値の98%値がゾーン超過 (0.060ppm超過)
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



※公害防止計画策定地域外は、網掛けで表示。番号は図3-1-1と同じ

図3-1-2 二酸化窒素の環境基準達成状況図(平成22年度)

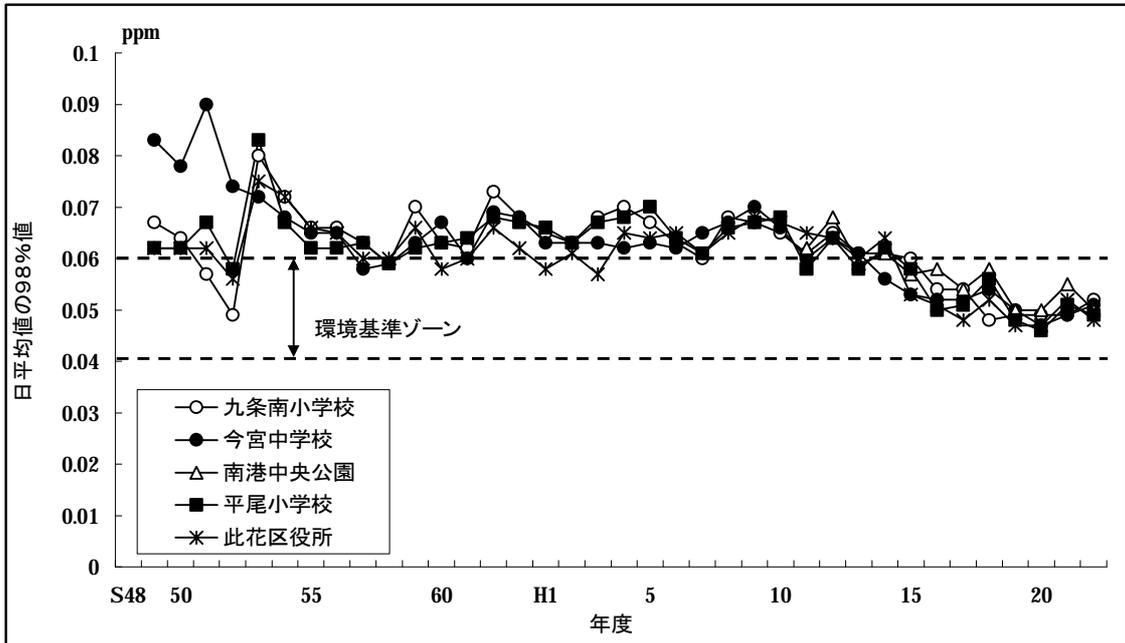


図 3 - 1 - 3 濃度上位測定局における二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）の推移
（一般環境大気測定局）

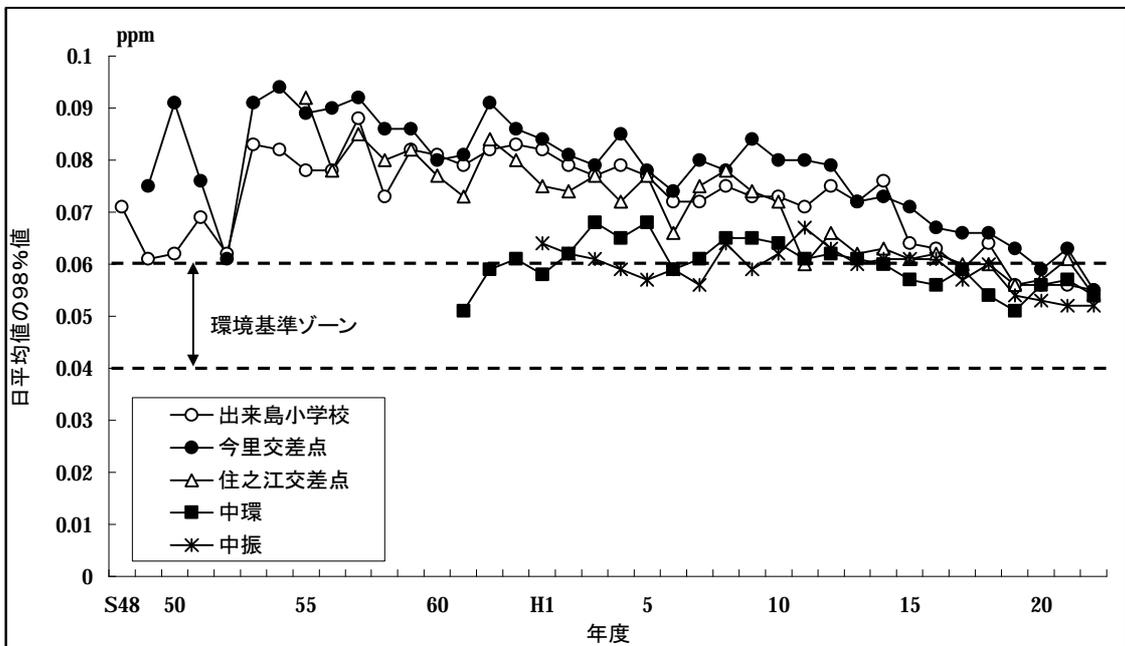


図 3 - 1 - 4 濃度上位測定局における二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）の推移
（自動車排出ガス測定局）

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の状況等

工場・事業場からの窒素酸化物排出量は、大気汚染防止法に基づく昭和 48 年から昭和 58 年に至る第 1 次から第 5 次の排出規制、昭和 57 年 10 月に策定した窒素酸化物に係る総量削減計画とこれに基づく総量規制基準等に基づき、排出量の削減を図ってきた。

地域集中発生源対策については、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」を平成 2 年 4 月に制定し、地域の大气汚染防止に十分配慮した地域冷暖房システムの導入を推進するとともに、平成 3 年 4 月に「大阪府低 NOx 機器普及促進方針」等を策定し、ボイラーの低 NOx 化を推進している。

一方、自動車から排出される窒素酸化物については、大気汚染防止法及び道路運送車両法に基づき、昭和 48 年度以降各車種別における排出ガス規制の段階的強化が実施されるとともに、自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制や事業者指導の実施、自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づく諸施策の推進、府生活環境保全条例に基づく流入車規制等により、削減を図っている。

これらの施策を講じた結果、窒素酸化物の地域排出量は、表 3-1-2 に示すように、減少し、また、環境基準の達成状況は、図 3-1-5 に示すとおり、平成 22 年度においては、環境基準を達成している。

今後も環境基準の達成維持及び更なる改善に向けて、各種の窒素酸化物対策を一層推進することが必要である。

表 3-1-2 窒素酸化物の排出量の推移（府域）

発生源	年度	平成2年度	平成6年度	平成9年度	平成19年度
		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
固定発生源		22,060	18,020	16,100	13,480
移動発生源		31,740	28,220	27,640	18,220
合計		53,800	46,240	43,740	31,700

(注) 排出量は、固定発生源については、府、大阪市、堺市及び高槻市が実施した「大気汚染物質排出量等調査」等に基づき算出した。

移動発生源については、自動車からの排出量を示し、「総量削減計画進行管理調査」に基づき算定した。

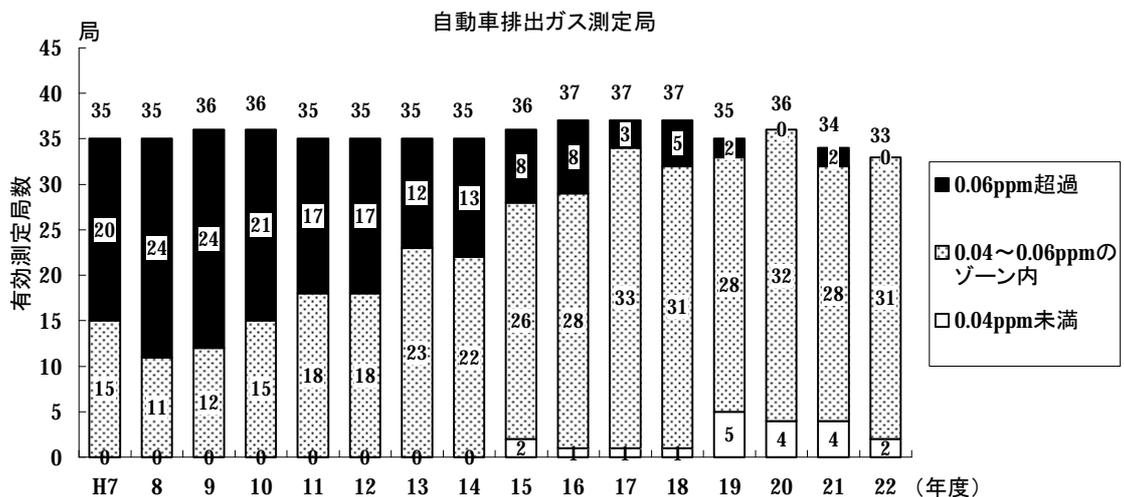
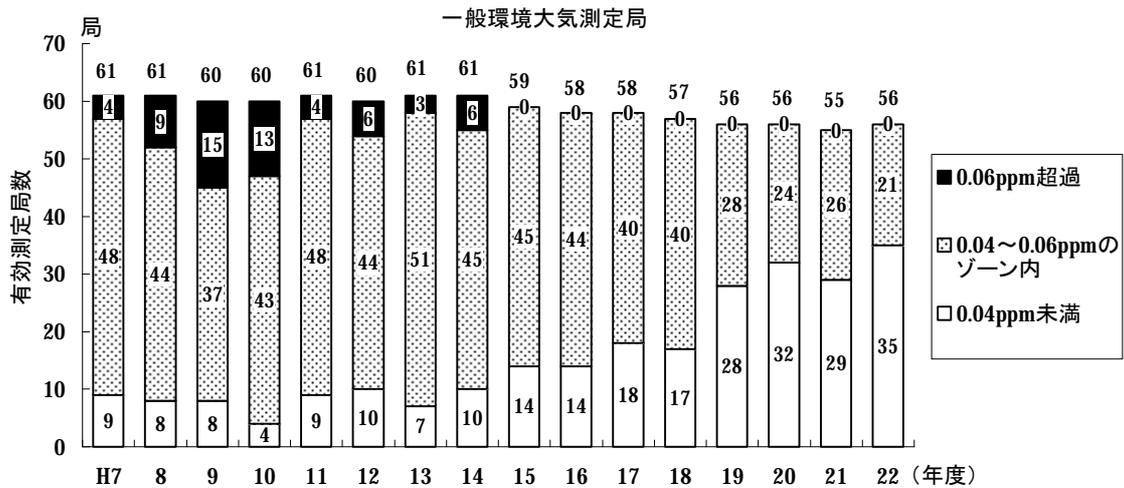


図 3-1-5 二酸化窒素の環境基準達成状況の推移

(3) 講じる施策及び達成目標

ア 施策の基本的方向及び達成目標

窒素酸化物対策の推進にあたっては、二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.06ppm以下を確実に達成するとともに、さらに1時間値の1日平均値が0.04ppm以上の地域の改善に努める。

固定発生源については、法に基づく規制・指導をはじめとして、大規模発生源、中小規模発生源及び群小発生源別にそれぞれの特性に応じたきめ細かい対策を講じる。

移動発生源については、自動車NOx・PM法に基づく自動車NOx・PM総量削減計画による諸施策を関係機関と連携し総合的に推進する。

また、事業者、府民がそれぞれの立場において、窒素酸化物の削減に努めるよう啓発活動を実施し、大気環境のさらなる改善を図る。

イ 固定発生源対策

大気汚染防止法に基づく排出基準、総量規制基準の遵守の指導を徹底するとともに、使用燃料のガス化、軽質化等、クリーンエネルギー化、空気比の適正化等、燃焼管理の徹底、排ガス再循環、水・蒸気噴霧、低 NOx バーナー、排煙脱硝装置の設置等を指導する。また、清掃工場の廃棄物焼却炉については、燃焼管理の徹底や排煙脱硝装置の設置を指導する。

群小発生源対策としては、地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱に基づき、地域冷暖房システムの導入を促進する。また、低 NOx ボイラーの普及を図るとともに、省資源、省エネルギーを促進する。

二酸化窒素濃度が高くなる 12 月を中心とした時期に、暖房設定温度適正化等、窒素酸化物の排出抑制について、広く府民、事業者の理解と協力を得るため、季節大気汚染防止対策を推進する。

ウ 移動発生源対策

(7) 自動車単体規制・車種規制

自動車単体規制については、順次排出ガス規制が強化され、新長期規制が開始されている。また 今後、平成22年7月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」に基づくディーゼル平成28年目標値に沿った排出ガスの低減が図られる。

車種規制については、自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域において、実施されている。

(1) 流入車対策

府域の自動車 NOx・PM 法の対策地域を発着地とする対策地域外からの流入車に、府生活環境保全条例に基づく車種規制適合車の使用を義務付ける規制を引き続き実施する。

(ウ) エコカーの普及促進

排出ガス性能に加え、二酸化炭素排出量の少ないエコカー（ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、クリーンディーゼル車、プラグインハイブリッド自動車、超低燃費車（2010年度燃費基準+25%達成車又は2015年度燃費基準達成車））の普及を図るため、エコカーの展示や試乗会などの啓発活動の拡充やホームページ等広報ツールの活用による情報発信の強化などの取組みを促進する。大阪府エコカー導入指針等に基づき、公用車へのエコカーの導入を図る。

(1) 交通需要の抑制

自動車 NOx・PM 法に基づく事業者指導を徹底するなど、輸送効率や積載効率の向上を推進するとともに、鉄道・船舶などの活用を促進し、また、人の移動については鉄道、バス等の公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車需要の軽減を図る。

(オ) 交通流対策

自動車交通の集中を緩和・解消するために、環状道路やバイパス道路などの整備により交通量を分散するほか、道路の立体交差化、道路と鉄道の立体交差化や右左折専用レーンなどの整備により交通渋滞を緩和するなど、自動車交通流の円滑化を推進する。

(カ) 局地汚染対策

二酸化窒素などの汚染が著しい交差点などについて、沿道環境改善方策を推進する。

(キ) 啓発活動

エコカーの導入やエコドライブの推進、駐車時におけるアイドリングの停止、自動車使用の合理化、公共交通や自転車の利用の促進等について府民・事業者への啓発を行う。

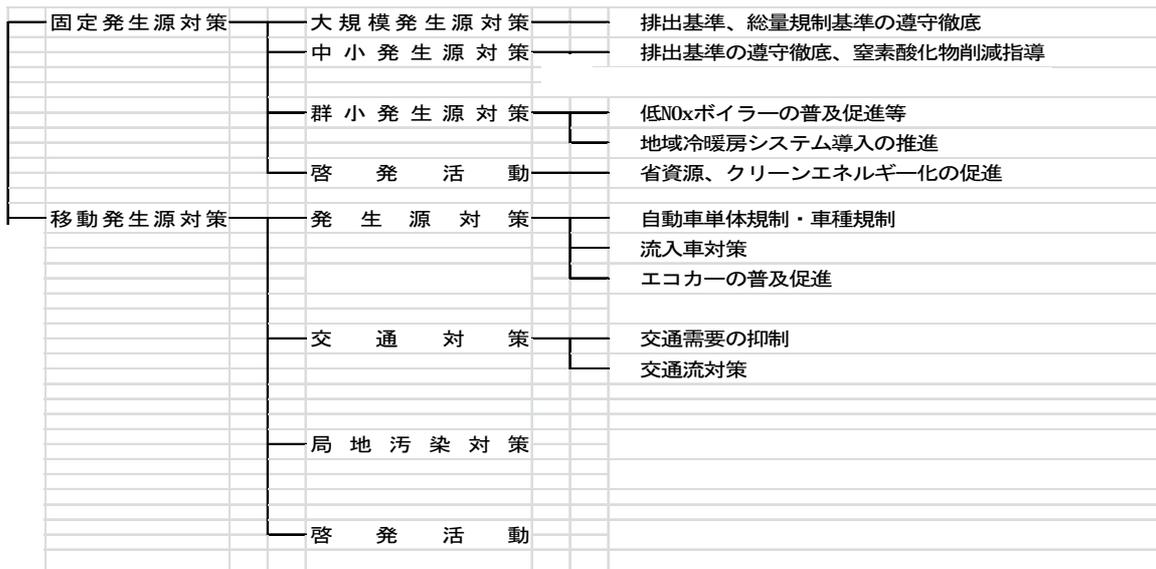


図 3 - 1 - 6 窒素酸化物対策の体系

3 浮遊粒子状物質対策

(1) 浮遊粒子状物質に係る大気汚染の状況

平成 22 年度の浮遊粒子状物質濃度の測定は、一般環境大気測定局 57 局、自動車排出ガス測定局 31 局の計 88 局で行った。

平成 22 年度における環境基準の達成状況（図 3-1-7）をみると、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の全有効測定局で環境基準を達成している（短期的評価は非達成）。

また、平成 22 年度の濃度上位測定局 5 局における日平均値の 2%除外値の推移（図 3-1-8、9）をみると、近年、緩やかな減少傾向で推移している。



※公害防止計画策定地域外は、網掛けで表示。番号は図3-1-1と同じ

図3-1-7 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況図(平成22年度)

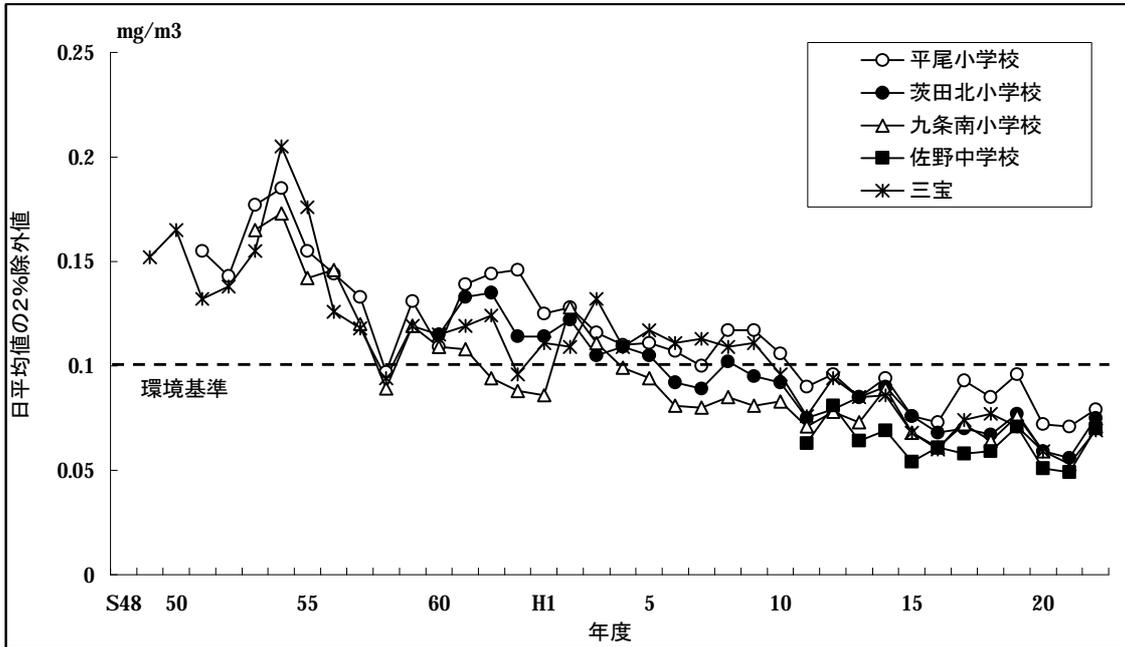


図 3-1-8 濃度上位測定局における浮遊粒子状物質濃度（日平均値の2%除外値）の推移（一般環境大気測定局）

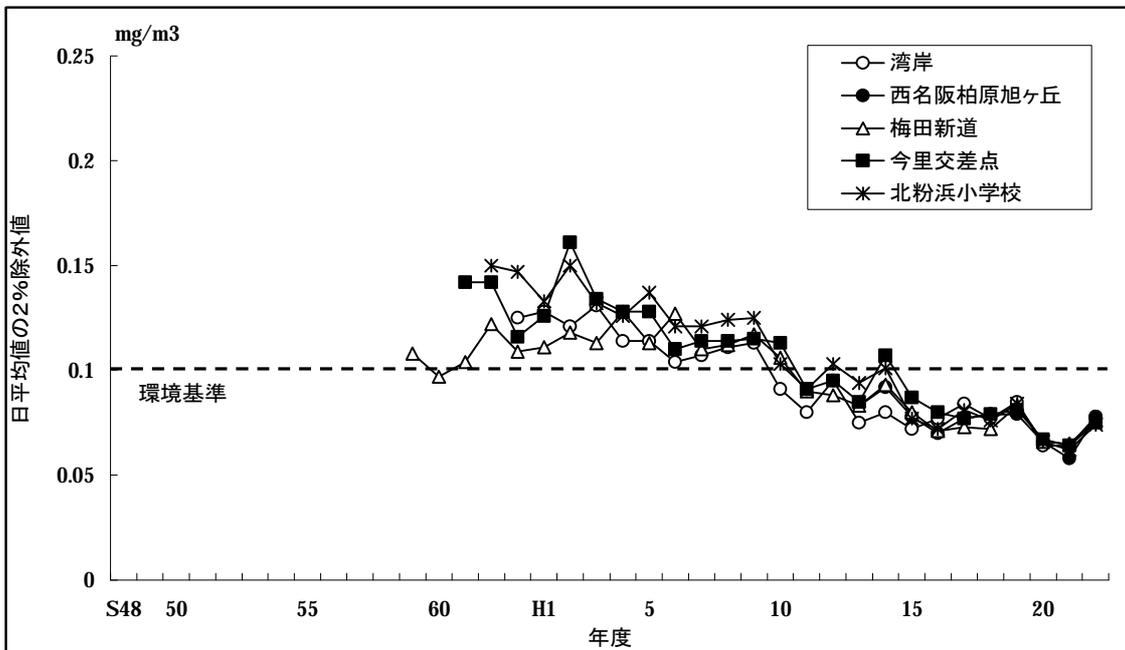


図 3-1-9 濃度上位測定局における浮遊粒子状物質濃度（日平均値の2%除外値）の推移（自動車排出ガス測定局）

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の状況等

浮遊粒子状物質は、ばいじんなど大気中に放出されたときに既に粒子状である「一次粒子」と窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、揮発性有機化合物など排出時にガス状であった物質が大気中での反応等により粒子化する「二次生成粒子」とに分類される。

固定発生源からのばいじんについては、大気汚染防止法に基づき、昭和43年から昭和57年に至る第1次から第3次の排出規制がなされ、その後も小型ボイラーや固定型内燃機関が規制対象に追加された。また、府生活環境保全条例に基づき、ばいじん発生施設に対する各種防除対策の推進を図っている。さらに、燃料の軽質化、ガス化により、その排出抑制を図ってきた。

粉じんについても、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制基準の遵守徹底により排出量の削減を図ってきた。

固定発生源のうち廃棄物焼却炉からのばいじんについては、大気汚染防止法対象の施設について平成10年7月に排出基準値が強化された(既設炉は平成12年4月から適用)。また、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例対象の施設について、大阪府廃棄物焼却炉に係る指導方針に基づきダイオキシンとともに排出量抑制の指導を行ってきた。

二次生成粒子の原因物質である、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、揮発性有機化合物についても、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づき排出基準遵守又は設備構造等基準の遵守徹底や排出量削減指導等を行ってきた。また、揮発性有機化合物については、府化学物質適正管理制度において、事業者による化学物質の自主管理を徹底することにより、更なる削減を図っている。

移動発生源であるディーゼル車から排出される粒子状物質については、昭和47年に普通自動車・小型自動車の新車から排出される黒煙の規制がはじまり、平成5年度以降各車種別における排出ガス規制の段階的強化が実施されるとともに、自動車NOx・PM法に基づく車種規制や事業者指導の実施、自動車NOx・PM総量削減計画に基づく諸施策の推進、府生活環境保全条例に基づく流入車規制等により、粒子状物質の削減を図っている。

なお、ばいじん又は粒子状物質の排出量は表3-1-3に示すとおりである。

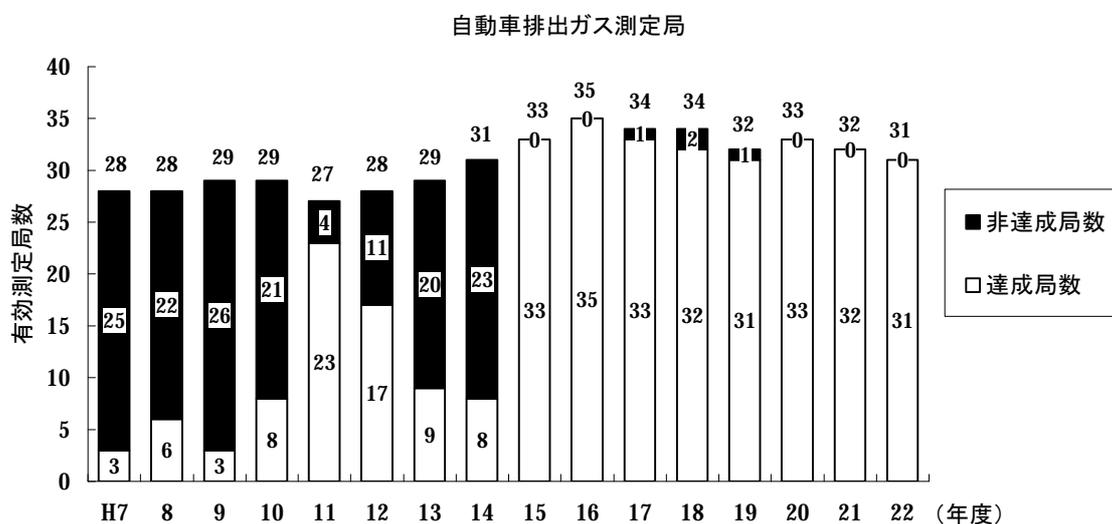
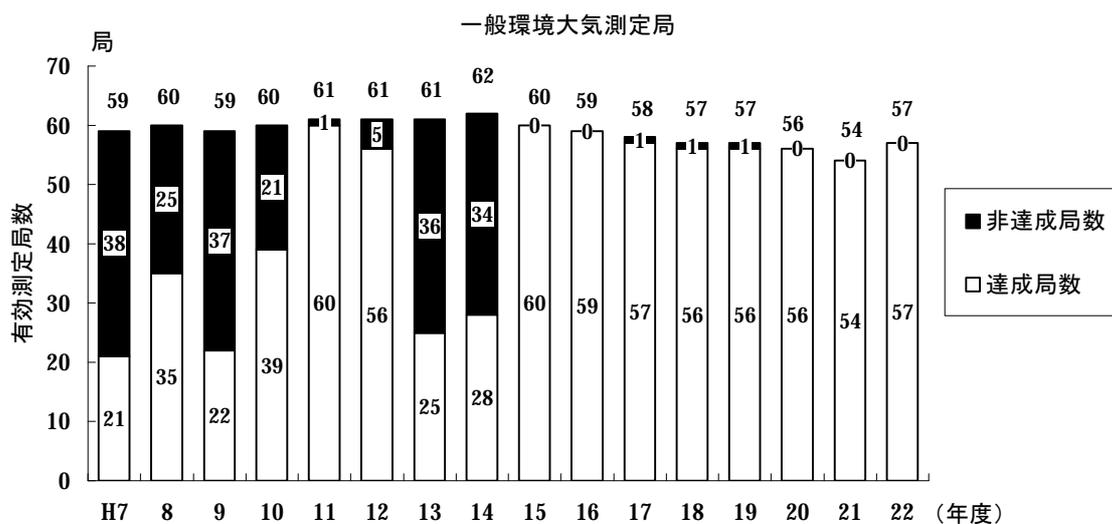


図 3-1-10 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（長期的評価）の推移

表 3-1-3 ばいじん又は粒子状物質の排出量（府域）

発生源	年度	平成19年度
固定発生源		1,080
移動発生源		1,110
合計		2,190

(注) 排出量は、固定発生源については、府、大阪市、堺市及び高槻市が実施した「大気汚染物質排出量等調査」等に基づき算出した。

移動発生源については、自動車からの排出量を示し、「総量削減計画進行管理調査」に基づき算定した。

(3) 講じる施策及び達成目標

ア 施策の基本的方向及び達成目標

浮遊粒子状物質対策については、発生源が工場・事業場及び自動車ばかりでなく、土壌、海塩粒子等、多様であり、窒素酸化物、硫黄酸化物、揮発性有機化合物、塩化水素等の排出時にガス状物質であったものが大気中での反応により粒子化する二次生成粒子の寄与も大きいとされているため、調査研究を進めるとともに、以下に示す対策を推進し、環境基準の達成の維持を図る。

イ 固定発生源対策

大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づくばいじん及び粉じんの規制基準の遵守の指導を徹底する。また、使用燃料の軽質化、ガス化等、クリーンエネルギー化を指導するとともに、燃焼管理の徹底及び防除施設の適正管理の徹底について指導する。

二次生成粒子の原因物質とされている窒素酸化物、硫黄酸化物、揮発性有機化合物、塩化水素等について大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制基準の遵守徹底を図る。

揮発性有機化合物については、大気汚染防止法の改正（H22.4 規制基準適用）を踏まえて、府生活環境保全条例に基づき、排出抑制対策を推進する。（5 揮発性有機化合物対策参照）

さらに、省資源、省エネルギーを促進する。

ウ 移動発生源対策

「第1節 2 (3) ウ 移動発生源対策」参照。

固定発生源対策	ばいじん対策	法律に基づく規制基準の遵守徹底
		条例に基づく規制基準の遵守徹底
		燃焼管理の徹底、防除施設の適正管理の徹底
		グリーンエネルギー化の推進
		省エネルギー対策の推進
	粉じん対策	法律に基づく規制基準の遵守徹底
		条例に基づく規制基準の遵守徹底
		防除施設の適正管理の徹底
	二次生成粒子原因物質対策	窒素酸化物対策
		揮発性有機化合物対策
硫酸酸化物対策(法・条例に基づく規制基準の遵守徹底等)		
塩化水素対策(法・条例に基づく規制基準の遵守徹底等)		
移動発生源対策	発生源対策	自動車単体規制・車種規制
		流入車対策
		エコカーの普及促進
	交通対策	交通需要の抑制
		交通流対策
	局地汚染対策	
	啓発活動	
	二次生成粒子原因物質対策	窒素酸化物対策
		揮発性有機化合物対策

図 3 - 1 - 11 浮遊粒子状物質対策の体系

4 光化学オキシダント対策

(1) 光化学オキシダントに係る大気汚染の状況

平成 22 年度の光化学オキシダント濃度の測定は、一般環境大気測定局 56 局、自動車排出ガス測定局 3 局の計 59 局で行った。

平成 22 年度における環境基準の達成状況は、図 3-1-12 に示すとおり、有効測定局 59 局全局で環境基準を達成しなかった。

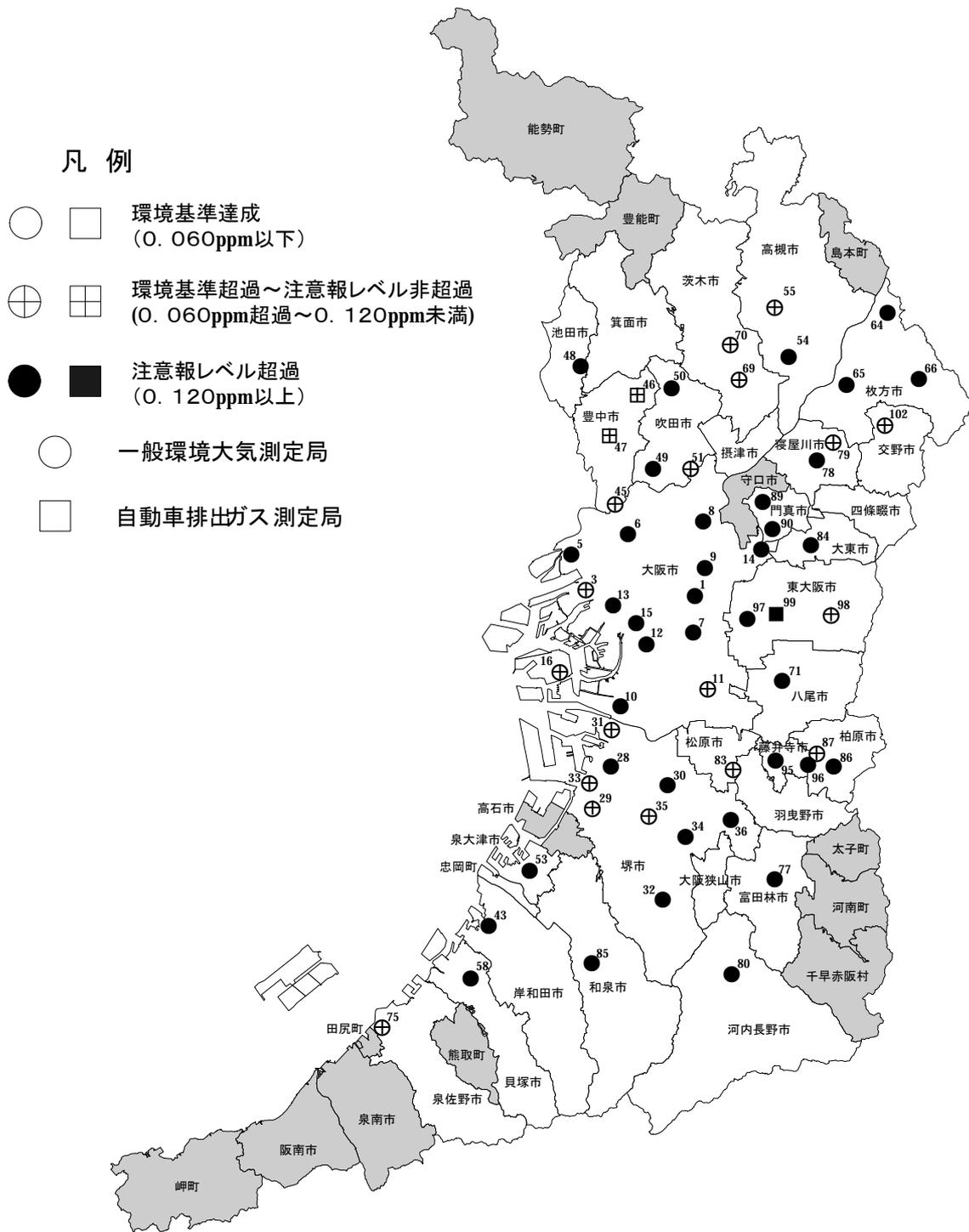
平成 22 年度において、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数が多かった上位測定局 5 局における推移（図 3-1-13）をみると超過日数は増加傾向にある。また、昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上となった日数が多かった上位測定局 5 局における推移（図 3-1-14）では、年度によって変動はあるが、超過日数は横ばい傾向にある。

光化学スモッグ注意報等については、府域を 7 地域に分け、各地域の光化学オキシダント濃度に応じて発令することになっている。府域における光化学スモッグの発令状況（表 3-1-4）によると、発令回数、発令延べ時間は、平成 13 年度、平成 18 年度は他年度に比べて多かった。

平成 22 年度においては、予報 17 回（63 時間 10 分）、注意報 12 回（40 時間 30 分）であり、被害の訴えの届出は 1 件あった。なお、それ以前の 10 年間では、平成 13 年度、平成 14 年度、及び平成 17 年度に被害の訴えの届出があった。

表 3-1-4 光化学スモッグ予報等の発令状況及び被害の訴え届出人数の推移

年度	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
発令回数 ()内は発令延べ時間	予報(回)	26 (90:10)	15 (54:10)	21 (72:10)	17 (53:10)	12 (46:30)	18 (87:30)	14 (49:30)	8 (25:20)	15 (58:00)	17 (63:10)
	注意報(回)	20 (56:10)	11 (33:10)	14 (39:10)	10 (29:10)	10 (28:00)	17 (67:00)	11 (34:00)	7 (18:20)	13 (41:00)	12 (40:30)
被害の届出数(件)	1	2	0	0	5	0	0	0	0	1	
被害訴え者数(人)	2	4	0	0	41	0	0	0	0	1	



※公害防止計画策定地域外は、網掛けで表示。番号は図3-1-1と同じ

図3-1-12 光化学オキシダントの環境基準達成状況図(平成22年度)

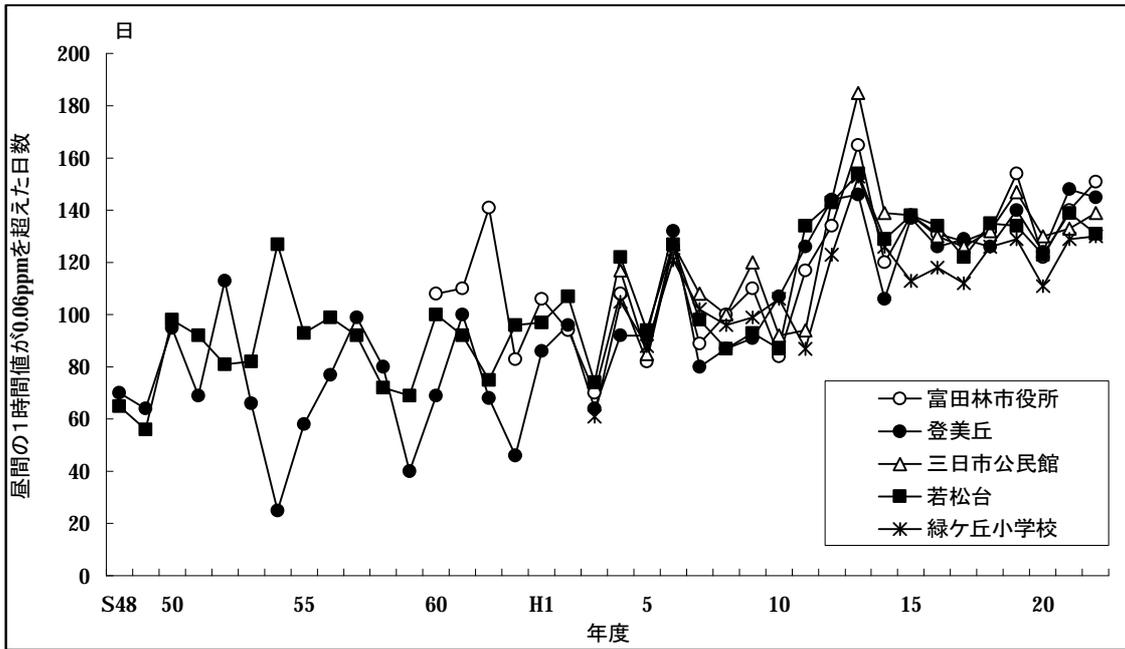


図 3 - 1 - 13 濃度上位測定局における光化学オキシダント超過日数の推移
(昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数)

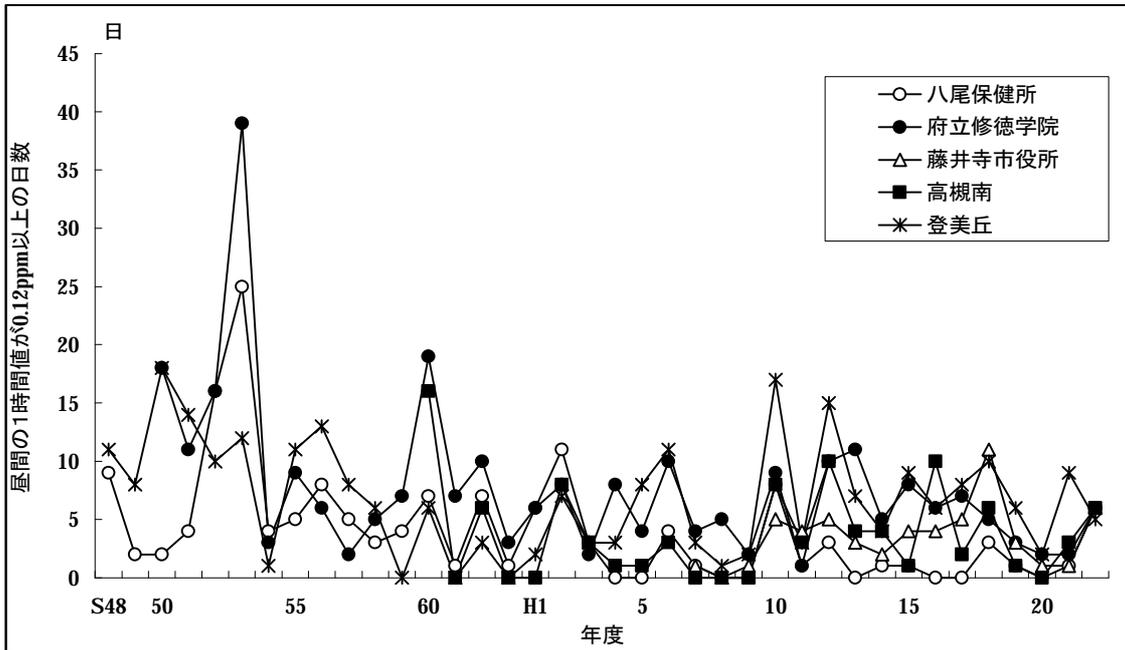


図 3 - 1 - 14 濃度上位測定局における光化学オキシダント超過日数の推移
(昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数)

(2) 当該施策に係る要因分析及び過去の施策の状況等

光化学オキシダント対策としては、その原因物質と考えられている窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出量を削減するため、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制等削減対策、自動車 NOx・PM 法に基づく自動車 NOx・PM 総量削減計画等の諸施策を推進している。

また、光化学スモッグの緊急時対策として、予報制度の導入、緊急時の通報連絡体制の整備、緊急時対象工場に対するばい煙量削減措置の指導等を図ってきた。

さらに、光化学スモッグの反応プロセスは極めて複雑で、解明すべき点も多いことから、光化学スモッグの発生機構、汚染パターン、人の健康及び植物に対する影響等、幅広い調査研究を実施してきた。

これらの施策を講じた結果、光化学スモッグ注意報等の発令回数及び被害の訴え者数は、昭和 48 年度のピーク時に比べ減少しているものの、光化学スモッグ注意報等は、依然として毎年発令される状況にある。また、光化学オキシダント濃度は、全局において環境基準を超えている状況にあり、今後も環境基準の達成に向けて、各種の削減対策を一層推進することが必要である。

(3) 講じる施策及び達成目標

窒素酸化物及び揮発性有機化合物について、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制基準の遵守徹底、自動車排出ガス規制の強化、自動車 NOx・PM 法に基づく自動車 NOx・PM 総量削減計画等による諸施策の推進により、今後とも一層の排出量の削減を図っていくとともに、光化学スモッグの発生機構については、引き続き調査研究を推進し、詳細な生成メカニズムの把握や越境汚染と地域影響の関係等の把握に努める。

また、光化学スモッグ緊急時対策として、注意報等の発令時における緊急時対象工場に対するばい煙量削減指導の徹底、迅速な通報連絡の徹底等を行う。

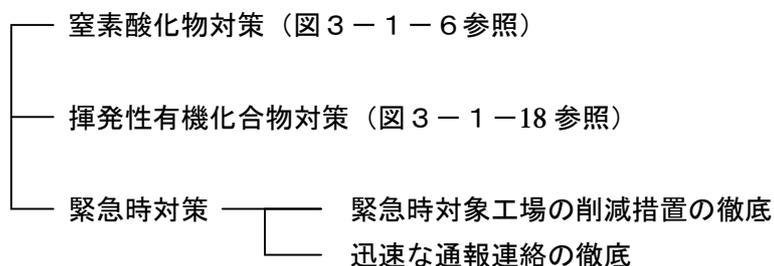


図 3-1-15 光化学オキシダント対策の体系

5 揮発性有機化合物対策

(1) 揮発性有機化合物に係る大気汚染の状況

ア 非メタン炭化水素

平成22年度の非メタン炭化水素濃度の測定は、一般環境大気測定局17局、自動車排出ガス測定局10局の計27局で測定を行った。

平成22年度の濃度上位測定局5局における年平均値の推移（図3-1-16）をみると、緩やかな改善傾向を示している。

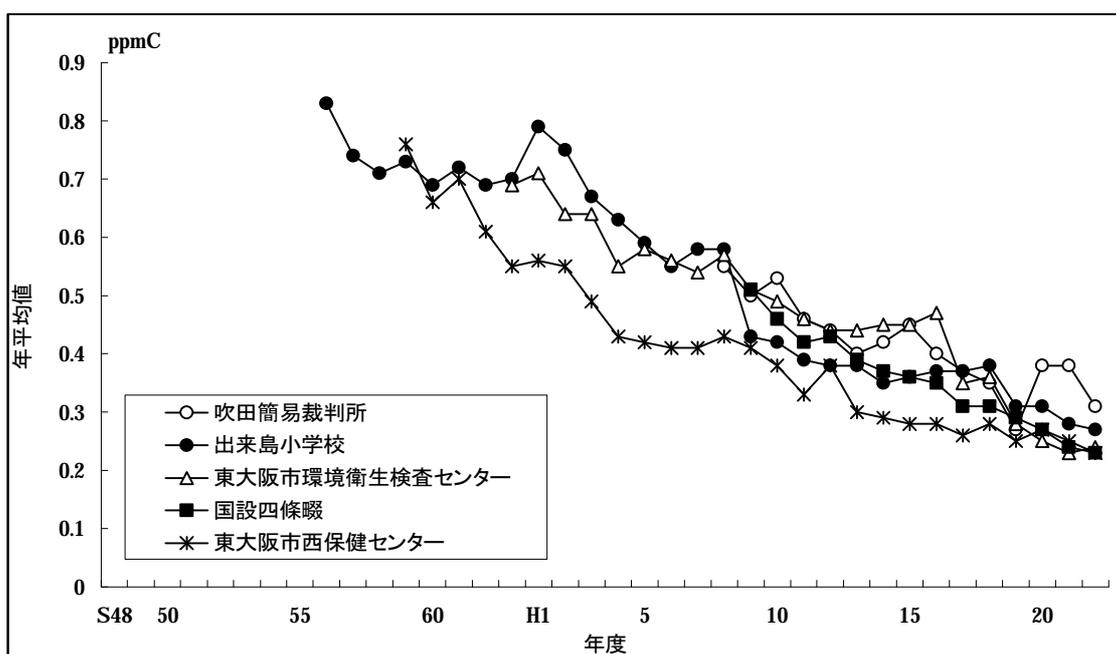


図3-1-16 濃度上位測定局における非メタン炭化水素濃度の推移（年平均値）

イ 全炭化水素

平成22年度の全炭化水素濃度の測定は、一般環境大気測定局17局、自動車排出ガス測定局10局の計27局で測定を行った。

平成22年度の濃度上位測定局5局における年平均値の推移（図3-1-17）をみると、緩やかな改善傾向にある。

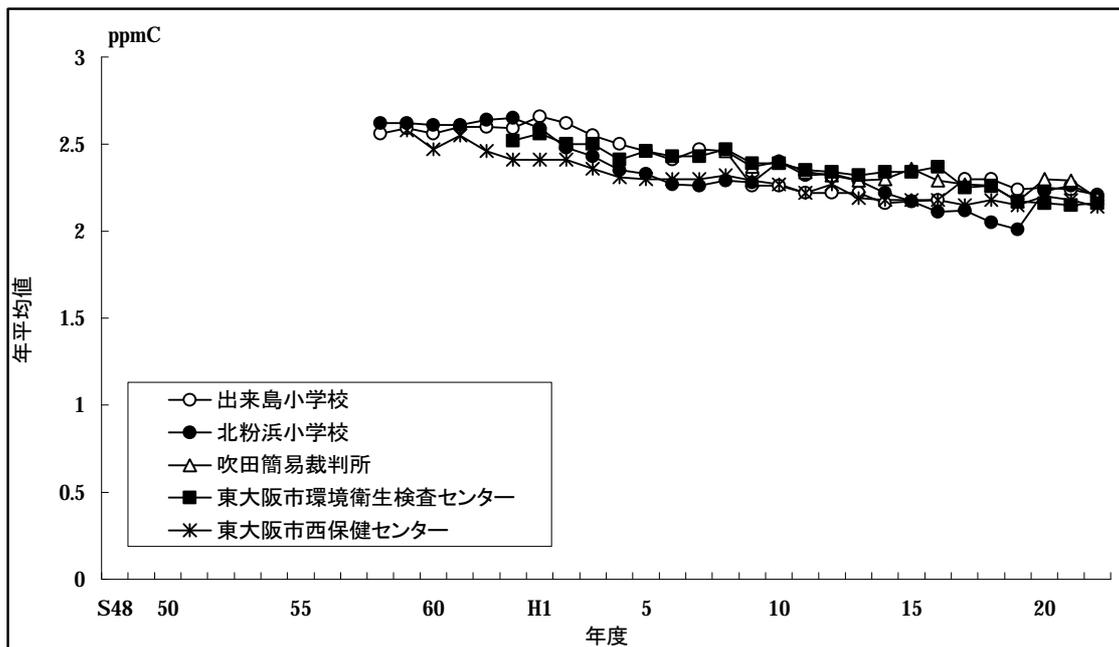


図 3 - 1 - 17 濃度上位測定局における全炭化水素濃度の推移（年平均値）

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の状況等

光化学スモッグの原因物質の一つとされている揮発性有機化合物については、府生活環境保全条例により排出規制を行っている。内容は、大気中に排出される気体状の有機化合物を包括的に規制対象物質とし、貯蔵、出荷、給油、ドライクリーニング、金属等洗浄、製造、塗装、印刷、接着の 9 発生過程の主要発生施設を規制対象施設として、処理装置の設置や施設の構造を揮発性有機化合物の漏洩しにくいものとし、適正に稼動又は管理する設備・構造・使用・管理基準（以下「設備構造等基準」という。）を設けている。また、塗装・印刷・接着過程については、原料中の溶剤含有率を一定以下にする原料使用基準を設け、設備構造等基準といずれかを選択できるようにしている。さらに、排出量の多い大規模塗装工場に対しては、施設ごとの規制に代えて、工場全体の許容排出量基準を設けている。また、燃料用ガソリンの移送時の排出抑制や建築現場の塗装工事での低溶剤使用等の抑制対策を推進している。

併せて、大気汚染防止法の改正（H22.4 規制基準適用）による揮発性有機化合物（VOC）規制の導入によって VOC 排出抑制対策を一層推進している。

移動発生源対策としては、大気汚染防止法に基づき新車に対しては昭和 45 年からブローバイガスが、昭和 47 年からは燃料系統からの蒸発ガスが、そして昭和 48 年度から排気管からの排出ガス規制が実施されている。また、自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づく諸施策を関係機関等と連携して推進することにより、自動車から排出される炭化水素の削減を図っている。

しかし、非メタン炭化水素濃度（午前 6 時から 9 時までの時間平均値）は、依然測

定局全局において、中央公害対策審議会答申で示された大気中炭化水素濃度の指針の上限値 **0.31ppmC** を大幅に超えている状況にある。

(3) 講じる施策及び達成目標

今後とも対策を推進し、指針値の達成を図る。

大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制基準の遵守徹底を図るとともに大阪府化学物質管理制度を用いた事業者による自主的な排出抑制対策を促進する。

また、府生活環境保全条例に基づき、揮発性有機化合物の排出抑制に関し、必要な啓発を行うとともに、排出抑制に係る技術開発の促進並びに情報の収集及び提供に努める。さらに、交通対策など自動車公害防止のための諸施策を関係機関等と連携して推進することにより、自動車からの炭化水素の排出削減に努める。

固定発生源対策	発 生 源 対 策	法・条例に基づく規制基準の遵守徹底
		排出抑制施設の適正管理の徹底
移動発生源対策	啓 発 活 動 等	排出抑制に係る技術情報の収集、提供
	発 生 源 対 策	自動車単体規制
		交 通 対 策
	啓 発 活 動	

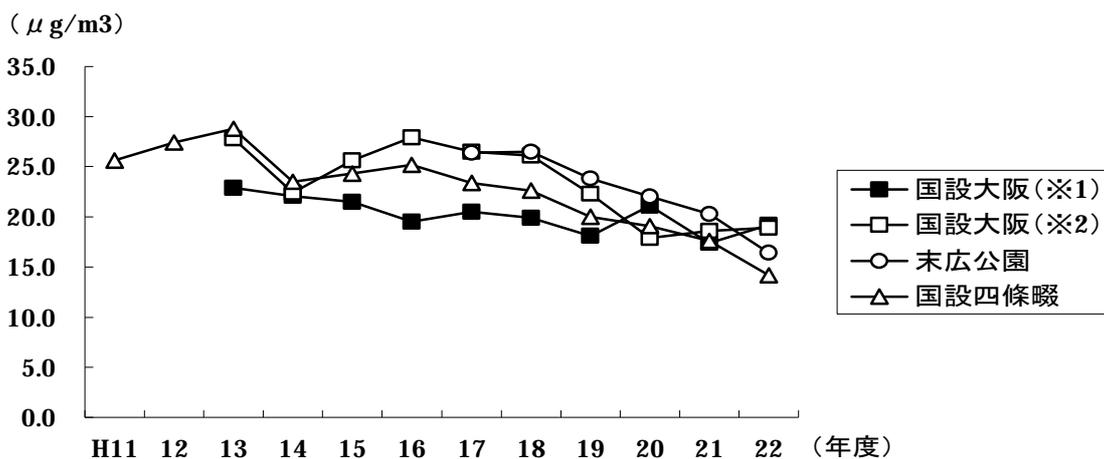
図 3 - 1 - 18 揮発性有機化合物対策の体系

6 微小粒子状物質対策

(1) 微小粒子状物質に係る大気汚染の状況

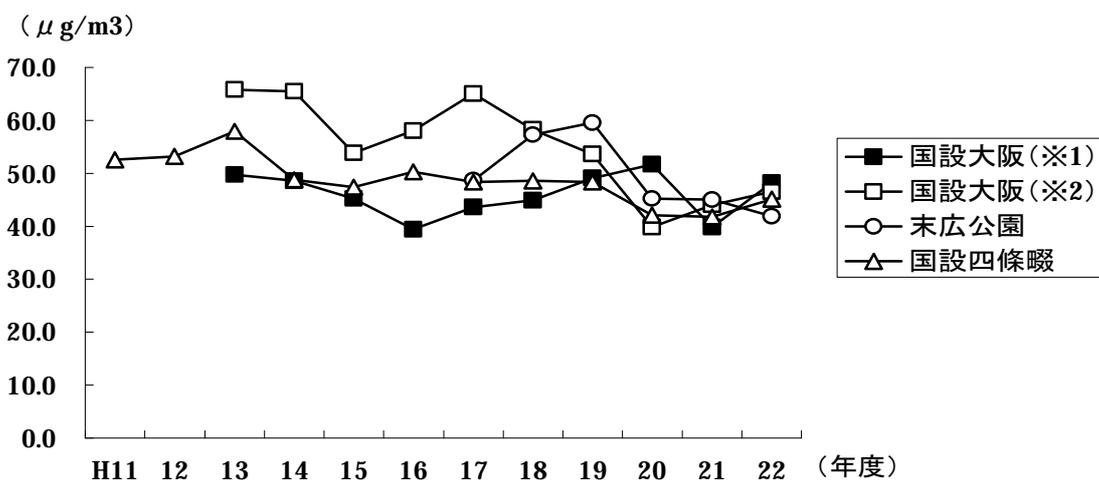
平成 22 年度の微小粒子状物質濃度の測定は、一般環境大気測定局 1 局、自動車排出ガス測定局 2 局の計 3 局（いずれも非認定測定機による）で行った。

微小粒子状物質の濃度の推移（図 3-1-19、20）をみると、改善傾向で推移している。



※1: フィルター振動法による測定 ※2: ベータ線吸収法による測定
注) いずれのデータも非認定測定機による参考値

図 3-1-19 微小粒子状物質濃度の推移（年平均値）



※1: フィルター振動法による測定 ※2: ベータ線吸収法による測定
注) いずれのデータも非認定測定機による参考値

図 3-1-20 微小粒子状物質濃度の推移（日平均値の年間 98%値）

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の状況等

微小粒子状物質は、発生源から直接排出される「一次生成粒子」だけでなく、窒素酸化物、揮発性有機化合物等が大気中の光化学反応や中和反応により粒子化する「二次生成粒子」の寄与も大きいとされている。また、海外からの移流も影響していると推察されるなど、その発生源は多岐にわたり、大気中の挙動も複雑である。

このように、微小粒子状物質は発生機構が十分に解明されておらず、汚染状況を的確に把握することが必要であることから、環境モニタリングによる質量濃度の測定や成分分析を行ってきた。

固定発生源からの一次生成粒子については、これまで、ばいじん及び粉じんについて、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく規制基準の遵守徹底等により排出量の削減を図ってきた。また、二次生成粒子の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、揮発性有機化合物についても、法・条例に基づき排出基準遵守又は設備構造等基準の遵守徹底や指導を行ってきた。

移動発生源については、自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づく諸施策を関係機関等と連携して推進してきた。

これまで、大気汚染物質全般の排出抑制を推進してきた結果、微小粒子状物質濃度は改善の傾向にあるものの、環境基準を達成していないと推測され、環境基準の達成に向けて、各種の対策を一層推進することが必要である。

(3) 講じる施策及び達成目標

微小粒子状物質対策については、府域の汚染状況をより詳細に把握するため、常時監視測定体制の整備を図る。削減対策としては、固定発生源や移動発生源に対してこれまで実施してきた浮遊粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることがまず重要であることから、引き続き、現行の対策を推進し、微小粒子状物質とその原因物質の排出量の削減を図る。

また、モニタリング結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえて、府域における効果的な対策を検討・実施し、環境基準の達成に努める。

第2節 地下水汚染対策

(1) 地下水汚染の状況

地下水質の状況については、地下水汚染の未然防止等を目的に、水質汚濁防止法に基づき、平成元年度から測定計画を定めて概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施している。監視項目としては、平成9年3月に環境庁告示第10号により地下水の水質汚濁に係る環境基準として定められた23項目、平成11年2月から追加された3項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）、及び平成21年11月から追加等された3項目（塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレンにかわり1, 2-ジクロロエチレン）の合計28項目について、環境監視を実施している。

ア 概況調査

府域の全体的な地下水質の概況を把握するため、平成22年度は71地点の井戸水において、環境基準が設定されている28項目について測定を実施した。

その結果、表3-2-1及び図3-2-1に示すとおり4地点で環境基準を超過した。

表3-2-1 平成22年度地下水質調査超過地点（概況調査）

測定地点		未達成項目	(平成22年度) (単位:mg/L)	
地点番号	所在地		検出濃度	環境基準値
5	泉佐野市新町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	10
28	大阪市都島区中野町	塩化ビニルモノマー	0.0056	0.002
38	堺市西区浜寺船尾町西	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10
43	岸和田市三ヶ山町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	10

(注) 地点番号は測定計画に定めた番号を表します。

イ 汚染井戸周辺地区調査

平成22年度は、概況調査等の結果、有害物質が検出され、周辺の地下水汚染が懸念される地区について、汚染範囲の確認等のために汚染井戸周辺地区調査を実施した。29地区において計319本の井戸の水質調査を行った結果、2地区で環境基準を超過した井戸があり、汚染範囲等を推定した。

ウ 継続監視調査

平成 22 年度は、平成 21 年度までの調査でトリクロロエチレン等の有害物質で地下水汚染が判明している 101 地区（126 地点）で経年的なモニタリングとして、有害物質の測定を実施した。その結果、57 地区（67 地点）で環境基準を超過した(図 3-2-2 参照)。

概況調査測定地点一覧

番号	測定地点	番号	測定地点	番号	測定地点	番号	測定地点
F-2	茨木市耳原	22	摂津市鳥飼本町	43	岸和田市三ヶ山町	62	茨木市清阪
F-3-1	富田林市若松町	24	池田市畑	44	岸和田市三田町	63	茨木市南清水町
F-3-2	富田林市若松町	25	箕面市箕面	45	豊中市上新田	64	茨木市豊原町
F-3-3	富田林市若松町	27	大阪市東成区神路	46	豊中市蛸池北町	65	茨木市高浜町
4	泉佐野市南中安松	28	大阪市都島区中野町	47	豊中市上野東	66	八尾市光町
5	泉佐野市新町	29	大阪市生野区勝山北	48	豊中市岡町南	67	八尾市二俣
7	貝塚市麻生中	30	大阪市西区北堀江	49	豊中市服部西町	68	八尾市太子堂
8	和泉市尾井町	31	大阪市港区海岸通	50	豊中市庄内東町	69	寝屋川市池田
9	和泉市坪井町	32	大阪市住之江区浜口東	51	吹田市千里万博公園	70	寝屋川市木屋元町
10	貝塚市水間	33	大阪市東淀川区豊里	52	吹田市江坂町	71	東大阪市森河内西
12	忠岡町忠岡中	34	大阪市西淀川区姫島	53	吹田市原町	72	東大阪市洪川町
13	富田林市須賀	35	堺市堺区大浜中町	54	吹田市山田東	73	東大阪市四条町
14	羽曳野市広瀬	36	堺市中区田園	55	吹田市南吹田	74	東大阪市松原南
16	柏原市河原町	37	堺市東区大美野	56	高槻市東上牧	75	東大阪市善根寺町
17	藤井寺市北岡	38	堺市西区浜寺船尾町西	57	高槻市三島江		
18	大東市御領	39	堺市南区片蔵	59	枚方市天之川町		
19	交野市寺	40	堺市北区百舌鳥赤畑町	58	高槻市唐崎西		
20	門真市下島町	41	堺市美原区大保	60	枚方市招堤大谷		
21	摂津市三島	42	岸和田市大沢町	61	枚方市尊延寺		

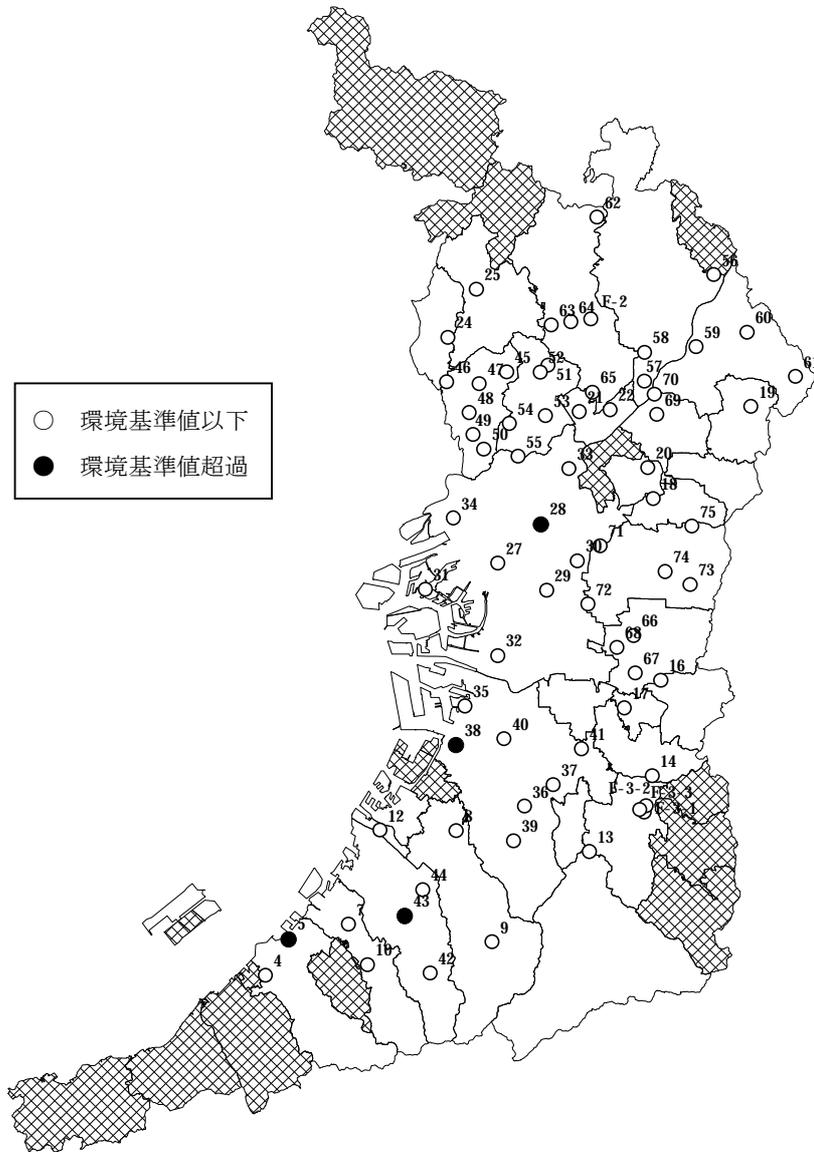


図3-2-1 概況調査測定地点及び測定結果(平成22年度)

継続監視調査地点一覧

番号	測定地点	番号	測定地点	番号	測定地点		
T-1	泉佐野市野出町	T-50-3	松原市上田	T-105	堺市中区八田南之町	T-151	大阪府都島区綱島町
T-2	貝塚市沢	T-53-1	枚方市片鉾本町	T-106-1	高槻市幸町	T-152	岸和田市並松町
T-3	岸和田市西大路町	T-53-2	枚方市片鉾本町	T-106-2	高槻市幸町	T-153-1	岸和田市春木宮川町
T-5-1	藤井寺市小山	T-54	枚方市津田元町	T-106-3	高槻市幸町	T-153-2	岸和田市春木宮本町
T-5-2	藤井寺市岡	T-55-1	枚方市池之宮	T-107-1	寝屋川市木田元宮	T-154	枚方市茄子作北町
T-5-3	藤井寺市藤井寺	T-55-2	枚方市春日北町	T-107-2	寝屋川市木田元宮	T-155	枚方市東香里元町
T-7-1	池田市豊島南	T-57-1	和泉市府中町	T-109	堺市堺区市之町東	T-156	大東市寺川
T-7-2	池田市豊島南	T-59-1	枚方市中宮山戸町	T-110	豊中市豊池の中町	T-157	池田市吉江町
T-8-1	高槻市桃園町	T-59-2	枚方市中宮山戸町	T-111	豊中市名神口	T-158	大阪府旭区大宮
T-8-2	高槻市桃園町	T-61	岸和田市尾生町	T-112	吹田市片山町	T-159	大阪府旭区新森
T-8-3	高槻市下田部町	T-62	和泉市小田町	T-113	高槻市宮田町	T-160	大阪府住之江区御崎
T-8-4	高槻市下田部町	T-64	池田市伏尾町	T-114	枚方市尊延寺	T-161	堺市中区土塔町
T-8-5	高槻市西冠	T-71-1	高槻市阿武野	T-118	大阪狭山市半田	T-164-1	和泉市三林町
T-8-10	高槻市明田町	T-71-2	高槻市阿武野	T-120	河内長野市小塩町	T-164-2	和泉市三林町
T-8-11	高槻市大学町	T-76	吹田市江坂町	T-123-1	寝屋川市出雲町	T-165	藤井寺市古室
T-15-1	岸和田市岸城町	T-77	枚方市楠葉中之芝	T-123-2	寝屋川市出雲町	T-166	大阪狭山市美穂木
T-15-2	岸和田市南町	T-81	大阪府阿倍野区天王寺町北	T-126	松原市小川	T-167	富田林市富田林町
T-16-4	堺市美原区今井	T-87	茨木市太田東芝町	T-127	池田市吉江町	T-168	富田林市舞町
T-17	羽曳野市はびきの	T-88	門真市松生町	T-129	大阪府浪速区元町	T-169	和泉市池上町
T-21-2	交野市鷺野	T-90	大東市諸福	T-130	八尾市志紀町西	T-171	箕面市新福
T-23	門真市柳田町	T-92	大阪府西成区千本北	T-131	大東市諸福	T-172	大阪府此花区島屋
T-25	枚方市出屋敷西町	T-93-2	八尾市北亀井町	T-132	門真市桑才	T-173	岸和田市塔原町
T-28	吹田市津雲台	T-93-3	八尾市北亀井町	T-136	大阪府西成区鶴見橋	T-175	豊中市服部西町
T-32-1	高槻市東上牧	T-93-4	八尾市北亀井町	T-138	豊中市中桜塚	T-175	豊中市上新田
T-34	池田市栄町	T-94-1	枚方市中宮東之町	T-139	豊中市中桜塚	T-176	豊中市豊南町南
T-36-1	箕面市牧落	T-94-2	枚方市上野	T-140	高槻市唐崎中	T-177	豊中市神州町
T-37	八尾市東本町	T-95	吹田市幸町	T-141	高槻市西大樋町	T-178	吹田市岸部中
T-39-1	吹田市南吹田	T-96	門真市堂山町	T-142	枚方市長尾元町	T-180	羽曳野市恵我之荘
T-39-2	吹田市南吹田	T-99-3	和泉市岸部町	T-143	貝塚市堀	T-185	岸和田市稲葉町
T-40	池田市石橋	T-100	岸和田市今木町	T-145	豊中市岡上の町	T-194	大阪府鶴見区浜
T-45-1	松原市丹南	T-101	大阪狭山市今能	T-146	豊中市岡町		
T-50-2	松原市上田	T-102	大阪府東淀川区大桐	T-147	泉佐野市湊		

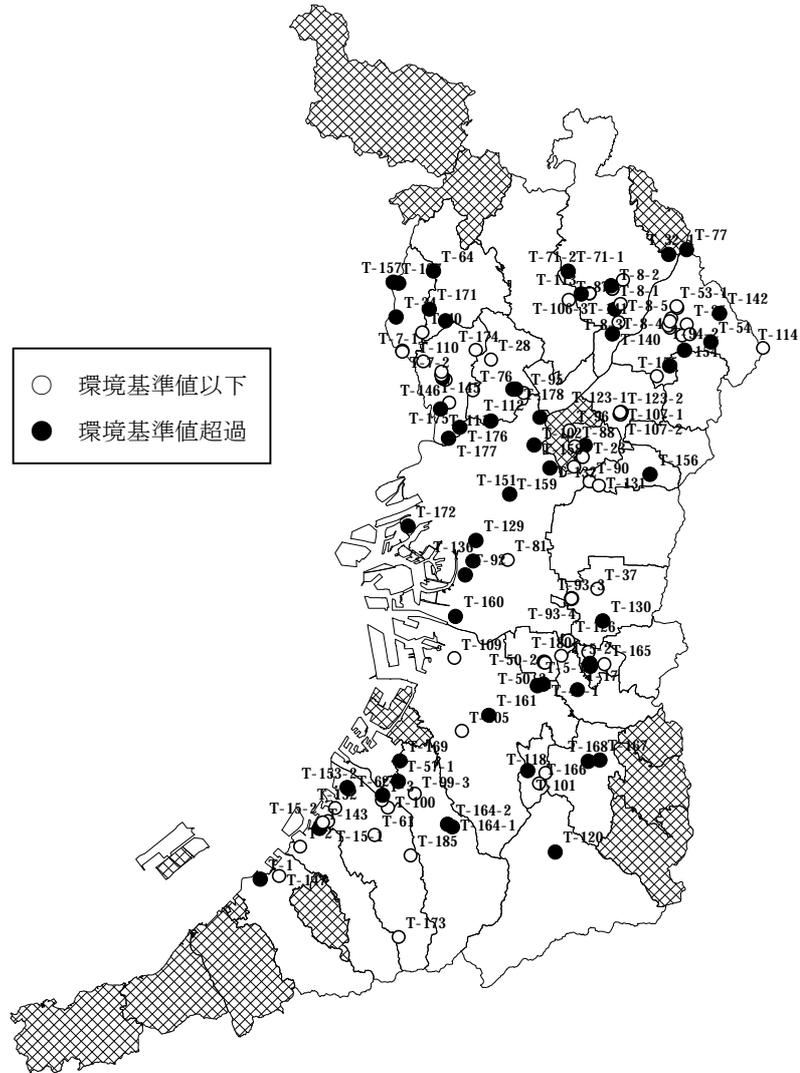


図3-2-2 継続監視調査測定地区及び測定結果(平成22年度)

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況

発生源対策として、水質汚濁防止法（平成元年6月改正）及び府生活環境保全条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対して、有害物質を含む水を地下に浸透しないよう、特定施設等の適正な管理・使用等について規制・指導を行い、地下水汚染の未然防止に努めてきた。

一方、府域の地下水質の状況を把握するため、毎年策定する地下水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の3つの区分により段階的に測定を行ってきた。平成22年度の継続監視調査の結果によると、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物（VOC）による汚染が府域の地下水汚染の60%を占めている。

汚染が判明した場合は、飲用井戸については適正な管理と飲用に関する指導を行っている。また、汚染が人為的要因で、原因となる有害物質を使用している事業所が確認された場合には、有害物質の使用・管理の適正化、適切な浄化対策の実施について指導を行っている。

しかし、汚染原因の判明に至らない場合も多く、汚染者の特定・原因究明について検討を進める必要がある。また、地下水汚染の原因には、自然的要因によるものと人為的要因によるものがあり、項目によっては双方の要因による場合もある。

自然的要因が主要と考えられる項目については、府域の地質の調査等、溶出メカニズムに関する知見の蓄積とともに、地下水の利用面の対策について検討を進める必要がある。砒素については、平成8年度に設置した「砒素含有地下水調査検討委員会」において、地質からの溶出による自然由来の可能性が高いとの検討結果を得たところである。

また、平成9年度から実施している「大阪府土壌・地下水汚染対策検討委員会」において、自然的要因及び人為的要因も含めた地下水汚染の原因究明、浄化対策の手法及び監視のあり方について検討及び取りまとめを行い、調査・対策指導の参考としている。人為的要因によると考えられる項目については、浄化対策等について今後も技術的な検討が必要である。

このように発生源対策、改善対策を講じているものの、表3-2-2に示すとおり、地下水汚染が判明し、継続監視調査を実施している地点は、平成元年度は22地点であったものが、平成22年度は126地点となっており、地下水質の保全を図るためには、揮発性有機化合物をはじめとする地下水汚染についてその未然防止に努めるとともに、改善対策を一層推進する必要がある。

表 3-2-2 継続監視調査

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
調査井戸数	22	29	45	52	60	62	51	73	88	97	108	128	133	132	122	128	135	128	133	130	131	126	
超過井戸数	19	15	24	26	34	30	34	42	43	46	56	58	66	77	80	83	83	49	53	54	60	67	
内訳 (延べ数)	VOC	19	15	21	22	28	27	30	39	32	35	41	39	52	68	56	54	59	52	54	49	46	50
	総水銀	0	0	2	2	2	0	2	1	3	4	2	3	2	0	0	0	0	2	2	2	2	1
	砒素	0	0	1	2	4	2	2	2	7	9	13	14	10	8	8	8	7	8	10	10	12	12
	鉛	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	2	2	1	1	1	3	1	0	0	0	0	1
	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	4	5	6	1	6	4	7	10	13
ふっ素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	3	3	3	3	3	2	5	6	

(3) 講じる施策及び達成目標

ア 達成目標

当地域内において、環境基準の概ね達成に努める。

イ 講じる施策

A 発生源対策

地下水汚染は、いったん生じると回復が困難であることから、未然防止が重要であり、有害物質の使用事業場に対し、水質汚濁防止法及び府生活環境保全条例に基づき規制・指導を行い、有害物質を含む汚水等の地下浸透禁止を図るとともに、有害物質の取り扱い、保管についても指導を行う。

なお、汚染井戸周辺地区調査の立入の際においても、有害物質の使用事業場に対し、有害物質の取り扱い、保管について指導を徹底する。

B 常時監視

毎年、水質汚濁防止法に基づき、大阪府環境審議会の答申を受けて「地下水質測定計画」を策定し、関係機関の協力を得て常時監視を実施していく。

常時監視として、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を実施する。

概況調査では、府域の全体的な地下水の水質概況を把握するため、地下水の利用状況、工場等の立地状況等を勘案し、地域を代表する適正な地区を定め、長期的に監視を継続する。汚染井戸周辺地区調査では、地下水汚染が判明した場合に「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、その汚染の範囲の確認及び汚染原因の調査等を実施する。さらに、継続監視調査では、汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視を行っていく。

C 改善対策指導

地下水汚染が判明した若しくはそのおそれがある場合には、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に基づき、地下水汚染の調査、浄化対策の指導等を実施する。また、適切な浄化措置等が講じられるよう、「大阪府土壌・地下水汚染対策検討委員会」において、原因究明、浄化対策等について技術的な検討を行う。

地下水汚染の改善対策としては、使用面では有害物質の使用施設の改善、取り扱い

や保管の適正化、代替品への転換等の対策があり、浄化に際しては地下水調査、土壌ガス調査等の汚染実態を把握したうえで、個々の汚染事例ごとに土壌ガス吸引、揚水ばっ気など最適な浄化対策を指導する。

また、地下水汚染により水質に影響が生じるおそれのある周辺の飲用等の井戸に関しては、水道水の利用を促すとともに、飲用する場合に当たっては、水質検査の実施等適正な飲用指導の徹底を図る。

D その他の対策

地質等からの溶出が主な原因と考えられる砒素、鉛、水銀等の汚染が判明した場合には、地質、土壌に関する情報を収集するとともに、飲用指導等、利用面での対策を実施する。

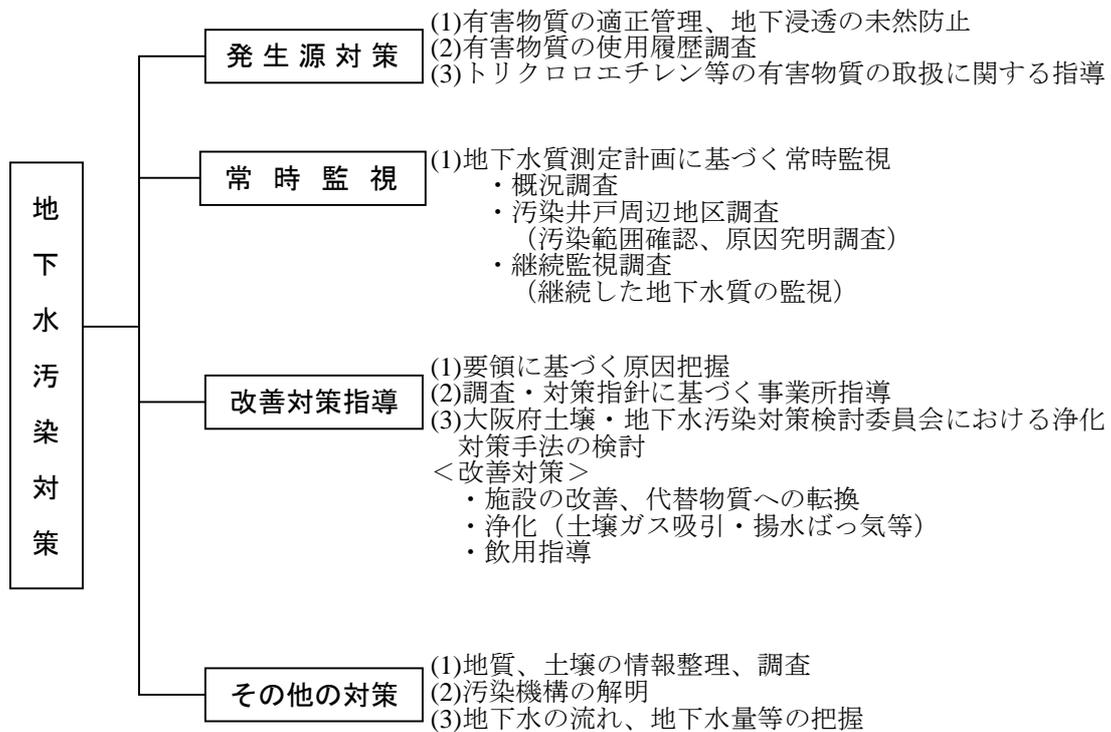


図 3 - 2 - 3 地下水汚染対策の体系

第3節 土壤汚染対策

(1) 土壤汚染の状況

平成15年2月に施行された土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の結果、平成22年度末までに、基準を超える汚染があった区域として91件を指定し、うち31件について指定を解除している。

また、平成16年1月に施行された府生活環境保全条例の土壤汚染対策制度に基づく土壤汚染状況調査の結果、平成22年度末までに、基準を超える汚染があった区域として40件を指定し、うち12件について指定を解除している。このうちダイオキシン類に係る区域指定は平成22年度末までは無い。

年度別の区域の指定及び解除の状況は、図3-3-1及び図3-3-2のとおりである。

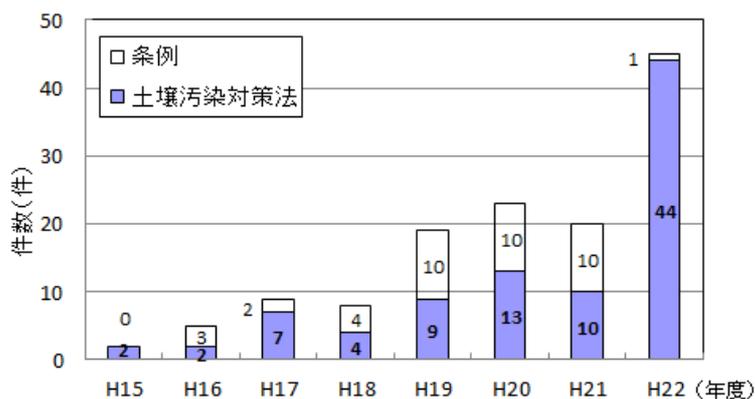


図3-3-1 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境保全条例に基づく区域指定件数

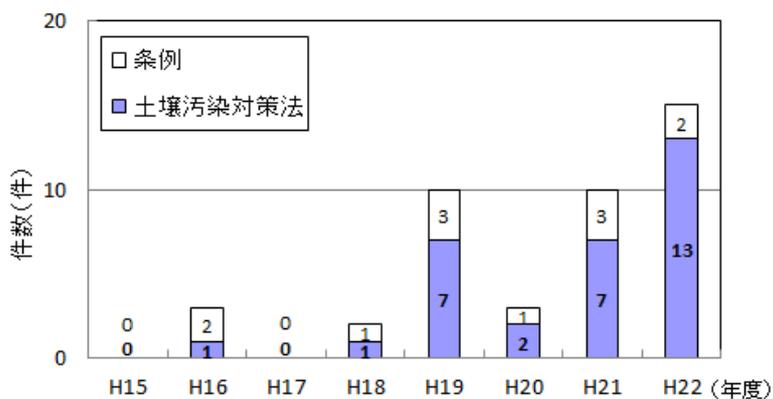


図3-3-2 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境保全条例に基づく区域指定解除件数

(2) 過去の施策の実施状況

土壌一般について、平成3年8月に「土壌の汚染に係る環境基準」、平成11年12月に「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」が設定され、現在28物質について設定されているが、土壌汚染の種別は大別して市街地と農用地に区分される。

農用地については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45年法律第139号)に基づく農用地土壌汚染対策地域はない。

市街地の土壌汚染については、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場への立入り調査時に、特定地下浸透水の浸透防止や、有害物質の適正な管理を指導し、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止時における土壌汚染状況調査の実施等を指導している。また、平成22年4月に土壌汚染対策法が改正施行されたことを受け、3,000㎡以上の形質変更を行う土地における土壌汚染状況調査、汚染土壌の適正処理の指導等を行っている。

大阪府では、古くから工業化が進んだ地域には土壌汚染対策法の調査対象とならない工場跡地が存在することから、一定規模以上の敷地での土地の形質変更時における「土地の利用履歴等調査」の実施、ダイオキシン類に係る施設廃止時の土壌汚染状況調査等を義務付けた府生活環境保全条例を平成16年1月に施行した。また、3,000㎡以上の形質変更を行う土地における調査や区域指定の区分等について改正された土壌汚染対策法との整合を図るとともに、自主調査の実施に関する指針に基づく指導・助言等を目的として、府生活環境保全条例を平成22年3月に改正し、同年4月に施行した。

(3) 講じる施策及び達成目標

土壌汚染対策法並びに府生活環境保全条例に基づく土壌汚染状況調査等により汚染が判明した場合には、当該土地を有害物質に汚染された区域として指定し、当該土地の所有者等において汚染の除去等の措置の適切な実施や、土壌汚染に起因する健康リスクの防止のための適切な管理が講じられるよう指導していく。

また、事業者が自主的に土壌汚染状況調査を実施する場合においても、平成22年11月に策定した「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針」に基づき、土壌汚染状況調査、土壌汚染の除去等の措置、搬出土壌の適正管理、及び土地所有者に変更があった場合の情報の引き継ぎ等が適正に実施されるよう指導、助言を行っていく。

土壌汚染を未然に防止するため、地下浸透防止対策及び有害物質の適正管理の徹底を図る。

第4節 騒音対策

(1) 自動車騒音

1) 騒音の状況

平成22年度の府域の道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況については、評価の対象とした住居等約81万5千戸のうち、約6万7千戸(8.2%)が、環境基準を達成していない。平成22年度における環境基準達成状況を図3-4-1に、達成率(昼間・夜間とも達成)の推移を図3-4-2に示す。また、平成22年度における道路交通騒音に関する苦情件数は31件であった。

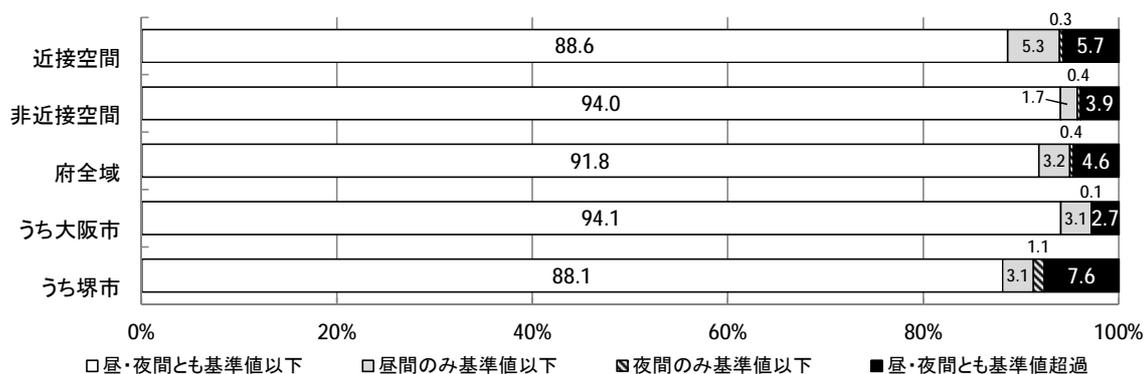


図3-4-1 道路に面する地域における環境基準達成状況(府全域、平成22年度)



図3-4-2 道路に面する地域における環境基準達成状況の推移(府全域)

2) 過去の施策の実施状況

自動車騒音対策については、大阪府道路環境対策連絡会議の関係機関が連携し、対策を実施してきた。

国において自動車単体対策として自動車騒音の許容限度の強化が進められたほか、道路管理者は、遮音壁や低騒音舗装などの道路構造対策、道路網整備や交通管理・規

制などの交通流対策などを実施してきた。このうち、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間における府域の道路構造対策の実施延長は、遮音壁については約 6.0km、低騒音舗装については約 341.6km であった。

また、幹線道路沿道の騒音状況を的確に把握するため、騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行っている。

3) 講じる施策及び達成目標

自動車騒音に係る環境基準の概ね達成を図る。このため、引き続き、幹線道路沿道の騒音状況を的確な把握に努め、騒音の状況が厳しい箇所について、遮音壁や低騒音舗装などの道路構造対策や交通流対策などを関係機関の連携のもとで実施していく。

(2) 鉄軌道騒音

1) 騒音の状況

府域の新幹線鉄道の路線延長は 30km であり、在来鉄道の総路線延長は 1,450km である。平成 22 年度における新幹線鉄道騒音の調査結果では、沿線の 33 調査地点のうち 12 地点（Ⅰ類型地域 10 地点、Ⅱ類型地域 2 地点）において環境基準を達成していない。また、平成 22 年度における鉄軌道騒音に関する苦情件数は 15 件（うち新幹線鉄道は 1 件）であった。

2) 過去の施策の実施状況

鉄道事業者における騒音対策等の実施状況は表 3-4-1 及び表 3-4-2 に示すとおりである。

表 3-4-1 新幹線鉄道の騒音対策等の実施状況

対策の種類		対策の内容
防音壁の設置	直型	47.1 km (上下線の合計)
	干渉型	17.0 km (")
	嵩上	4.4 km (")
バラストマットの敷設		39.3 km (")
弾性枕木の敷設		5.1 km (")
レールの重量化		59.6 km (")
鉄橋の防音工事		10ヶ所 (全線)
民家防音工事	80デシベル対策	1,292戸/1,295戸 (完了戸数/対象戸数)
	75デシベル対策	2,204戸/2,697戸 (")
民家防振工事		264戸/304戸 (")

(平成 23 年 3 月 31 日現在 大阪府全域のデータ)

表 3-4-2 在来鉄道の騒音対策等の実施状況

対策の種類	対策の内容	
防音壁の設置	288.2 km (上下線の合計)	
ロングレールの敷設	1022.3 km (")	
弾性枕木の敷設	91.7 km (")	
鉄橋の防音工事	50ヶ所	
無道床鉄橋の有道床化	428ヶ所	
レール表面の削正 (平成22年度実績)	一般部	154.3 km (延長距離)
	溶接部	2,076ヶ所

(平成 23 年 3 月 31 日現在 大阪府全域のデータ)

3) 講じる施策及び達成目標

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成に努める。このため、在来鉄道も含めて、沿線の関係市町と連携し、鉄道事業者における防音壁の設置等の対策の促進を図る。

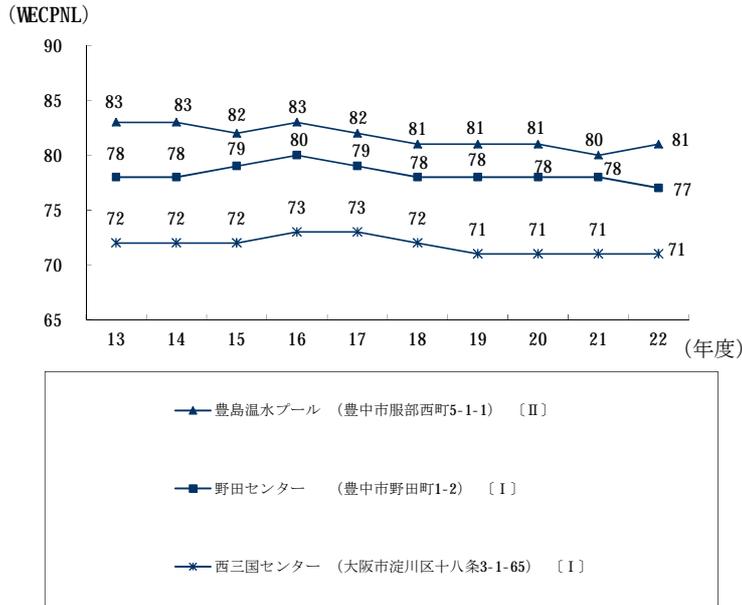
(3) 航空機騒音

1) 騒音の状況

①大阪国際空港

府の自動測定装置による常時測定の結果は、図 3-4-3 に示すとおりであり、近年、WECPNL は概ね横ばいまたは低減の傾向で推移している。

また、平成 22 年度に府が関係市と連携して実施した随時測定の結果は、表 3-4-3 及び図 3-4-4 に示すとおりである。常時測定、随時測定を合わせて 11 測定地点のうち、10 地点で環境基準を達成していない。



(注) 1 地域類型については以下のとおり。
 I：専ら住居の用に供される地域
 II：I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

図3-4-3 大阪国際空港周辺における航空機騒音の常時測定結果の推移

表3-4-3 大阪国際空港周辺における航空機騒音随時測定結果 (平成22年度)

番号	測定地点	住所	地域類型	指定区域	WECPNL (3日間パワー平均)	測定日
1	勝部大気測定室前	豊中市勝部2丁目132	II	2種	78	10月26~28日
2	池田市下水処理場	池田市ダイハツ町3	II	1種	75	〃
3	都市整備局公共施設充当地	大阪市淀川区西三国1-36	I	1種	75	〃
4	神田会館	池田市神田3丁目5-16	I	1種	72	〃
5	庄内東センター	豊中市庄内東町3丁目7-15	I	1種	79	〃
6	ローズ文化ホール	豊中市野田町4丁目1	I	1種	82	〃
7	服部寿センター	豊中市服部寿町2丁目19-9	I	1種	78	〃
8	青年の家いぶき	豊中市服部西町4丁目13-1	I	1種	78	〃

(注) 指定区域とは、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定区域 (図3-4-4参照)。

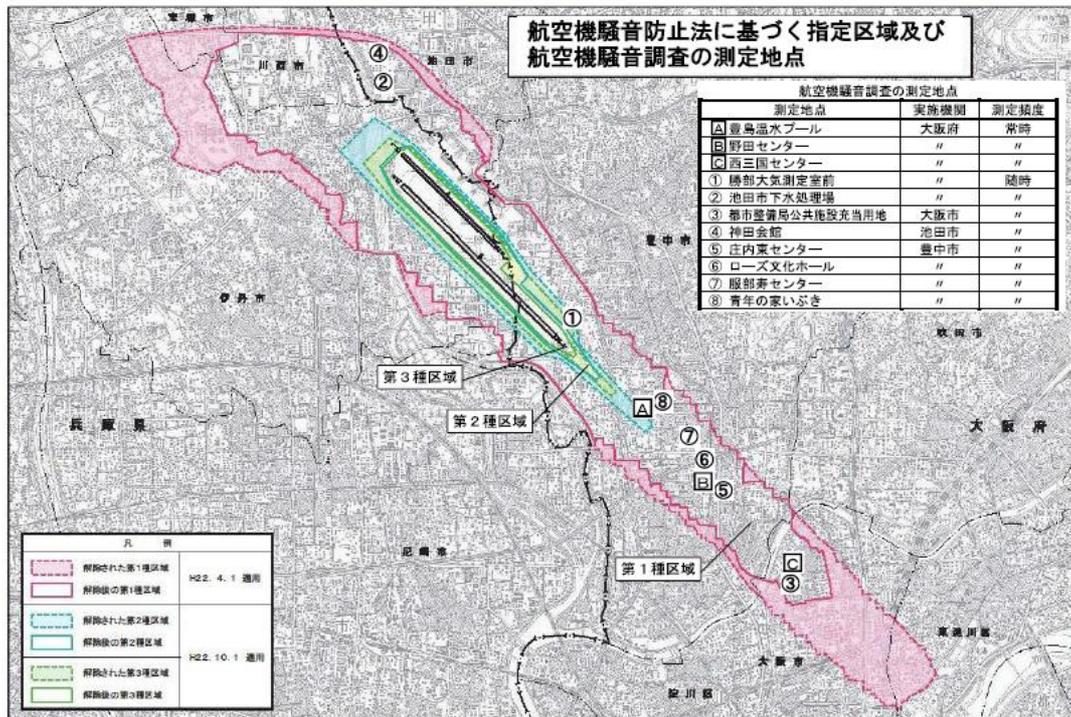


図 3-4-4 大阪国際空港周辺における航空機騒音測定地点及び指定区域(平成 22 年度)

②関西国際空港

平成 22 年度に府が関係市町と連携して調査を実施した結果は、表 3-4-4 に示すとおりであり、4 調査地点の全地点で環境基準を達成していた。

表 3-4-4 関西国際空港における航空機騒音の測定結果 (平成 22 年度)

地点番号	実施主体	測定地点	地域類型	WECPNL	測定日
1	大阪府	貝塚市二色の浜(二色の浜公園)	I	<50	10月19日~25日
2		岬町小島総合集会所	I	60	〃
3	岸和田市	岸和田市役所第2別館屋上	I	57	10月22日
4	貝塚市	貝塚市二色4丁目緑道	I	56	10月22日~23日

2) 過去の施策の実施状況

大阪国際空港については住宅密集地域に囲まれており、航空機騒音が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼしていることから、発生源対策や空港周辺対策を総合的に推進してきた。

発生源対策については、国及び航空会社によって、低騒音機の導入や総発着回数の削減、時間規制の実施等の措置がとられ、現在、1日当たりの総発着回数枠を**370**回、運用時間を7時から**21**時までとし、全ての3発機及び4発機の就航を禁止している。

空港周辺対策については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律」等に基づき、航空機騒音が著しい地域として第**1**種、第**2**種及び第**3**種区域を指定し、民家防音工事事業、緑地造成事業などを実施している(図**3-4-4**参照)。特に空港周辺の騒音等激甚地区(航路直下及び空港縁辺部)については、国と府が役割分担を定めて緑地を整備することとし、昭和**62**年2月「大阪国際空港周辺緑地」(国が整備する緩衝緑地**36.5**ha、府が整備する利用緑地**13.5**ha、計**50**ha)を都市計画決定し、計画的な緑地整備を進めてきた。

3) 講じる施策及び達成目標

関係機関と連携し環境基準の達成に向けて、今後とも低騒音機の導入や便数の調整、運航方式の改善等の対策を国等に促していく。大阪国際空港周辺緑地のうち府が整備する利用緑地については、国及び地元市と緊密な連携のもと、残る区域についても、できる限り早期に整備できるよう積極的に事業を推進していく。なお、住宅等の移転補償、民家防音工事についても引き続き実施する。

(4) 工場・事業場騒音等

1) 騒音の状況

平成**22**年度の府域の一般地域における騒音に係る環境基準の達成状況については、調査地点(全**400**地点、府全域)のうち、**98**地点(**24.5%**)が環境基準を達成していない。平成**22**年度における環境基準達成状況を表**3-4-5**に、達成率(昼間・夜間とも達成)の推移を図**3-4-5**に示す。

また、平成**22**年度における苦情件数については、工場及び事業場(カラオケ騒音を除く)に関するものが**730**件、建設作業騒音に関するものが**600**件であった。

表 3-4-5 一般地域における環境基準達成状況（平成 22 年度、府全域）

地域の類型	地点数	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
AA：特に静穏を要する地域	1	100.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0
A：専ら住居の用に供される地域 及び B：主として住居の用に供される地域	285	74.7 213	14.4 41	3.9 11	7.0 20
C：相当数の住居と併せて商業、 工業等の用に供される地域	114	77.2 88	15.8 18	1.8 2	5.3 6
全地域	400	75.5 302	14.8 59	3.3 13	6.5 26

(上段：％、下段：地点数、％については四捨五入による切捨等のため合計が 100 にならないことがある)

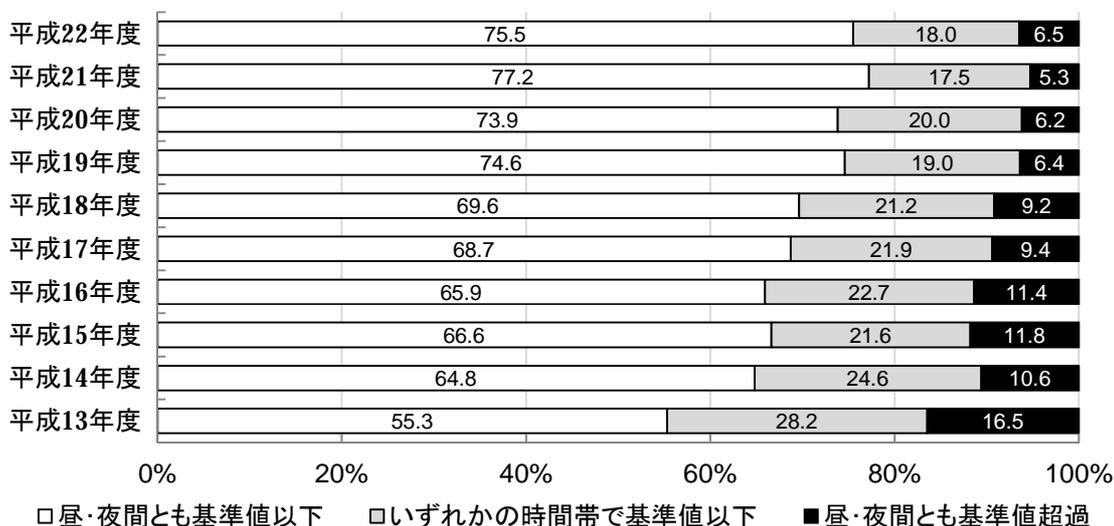


図 3-4-5 一般地域における環境基準達成状況の推移(府全域)

2) 過去の施策の実施状況

工場・事業場及び建設作業の騒音について、騒音規制法及び府生活環境保全条例に基づく規制・指導の徹底を図った。

また、用途地域などの都市計画を定めることにより、工場と住居の無秩序な混在を防ぎ、適正な土地利用の誘導を図った。

3) 講じる施策及び達成目標

一般地域における騒音に係る環境基準の概ね達成に努める。このため、騒音規制法及び府生活環境保全条例に基づく工場等の規制及び指導の徹底を図る。

第5節 監視測定体制等の整備

1 監視測定体制等の整備

(1) 発生源の監視

ア 大気汚染

大気汚染に係る発生源の監視については、大気汚染防止法及び府生活環境保全条例に基づく立入検査等を実施するとともに、排出基準等の遵守状況を確認するため、使用燃料の採取・分析、汚染物質排出濃度の測定、防除施設の効果確認等を行っている。

また、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量規制が導入されたことに伴い、総量規制基準の遵守徹底を図るため、府では大規模工場・事業場を対象に、昭和58年度から大気汚染発生源常時監視システムの運用を行なっていた。近年は、工場・事業場から排出されるNOX及びSOXの排出量が総量削減計画量を達成していることや、大気汚染防止法の改正(平成22年)及び府生活環境保全条例の改正(平成23年)を行い、ばい煙等の測定に関する罰則を創設するなど、自主管理を促進している。

今後も、工場・事業場の法・条例の枠組みによる自主管理を促進するとともに、立入指導時は遵守状況を確認することでより効率的な発生源の監視に努めるものとする。

イ 水質汚濁

水質汚濁に係る発生源の監視については、水質汚濁防止法や府生活環境保全条例に基づく立入検査等を実施するとともに、排水基準の遵守状況確認のため、排水水の採水・分析、処理施設の稼働状況の確認等を行っている。特に、COD、窒素及びりんに係る総量規制では24時間採水等により、基準遵守状況の点検を行っている。

また、現在、汚濁負荷量の測定が義務付けられている1日の平均的な排水量が50m³以上の工場・事業場に対し、「電子申請システム」も活用した汚濁負荷量の測定結果の報告を求め、総量規制基準の遵守徹底を図っている。

今後も、工場・事業場の法・条例の枠組みによる自主管理を促進し、より効率的な監視に努める。

ウ 騒音

騒音に係る発生源の監視については、騒音規制法及び府生活環境保全条例に基づき、工場・事業場及び特定建設作業等に対して、規制権限を有する市町村が随時立入検査を行うとともに、これに必要な機器、人員の確保等の監視指導体制の整備に努めてきた。また、府においてもこれらを支援するため、測定分析手法の技術指導、測定分析機器の整備、防止対策に関する情報の収集及び交換等に努めている。

今後も、市町村と協力して監視指導体制の整備等に努める。

(2) 環境の監視

ア 大気汚染

当地域における大気汚染状況については、平成 22 年度末現在、表 3-5-1 に示すとおり、府市合わせて 93 局（うち一般環境大気測定局 59 局、自動車排出ガス測定局 34 局）で常時監視を行っている。

また、府及び市が所管する測定局のデータを「大阪府地域大気汚染常時監視測定データファイル」に定期的に収録し、大気汚染状況を把握するとともに、これらのデータを活用して汚染状況の解析を行い、大気保全行政へのより一層効果的な活用に努めている。

それらの測定結果については、ホームページによる情報提供を行っている。

今後、府では、当地域を含めた府域の大気汚染常時監視測定網について、微小粒子状物質（PM2.5）の測定体制の整備を進め、汚染状況の質的变化に対応した、より効果的な監視測定体制の整備に努める。

また、有害大気汚染物質のモニタリングを実施するとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気のだいおきしん類による汚染の状況を把握する。

表 3-5-1 大気汚染常時監視測定局整備状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

所在市町名	測定局名	所管	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	全炭化水素	非メタン炭化水素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	風向・風速	温度	湿度	日射量	雨量	交通量	種別
大阪市	国設大阪	大阪府	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般
大阪市	菅北小学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	此花区役所	大阪市	●	●	●		●	●	●	●	●						一般
大阪市	平尾小学校	大阪市	●	●	●				●	●	●	●	●	●			一般
大阪市	淀中学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	旧淀川区役所	大阪市	●	●	●		●	●	●	●	●						一般
大阪市	勝山中学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	大富中学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	聖賢小学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	清江小学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	摂陽中学校	大阪市	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			一般
大阪市	今宮中学校	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	九条南小学校	大阪市	●	●	●				●	●							一般
大阪市	茨田北小学校	大阪市	●						●	●							一般
大阪市	難波中学校	大阪市							●								一般
大阪市	南港中央公園	大阪市	●	●	●				●	●	●						一般
大阪市	梅田新道	大阪市		●	●	●				●							自排
大阪市	出来島小学校	大阪市	●	●	●	●	●	●		●							自排
大阪市	北粉浜小学校	大阪市		●	●	●	●	●		●							自排
大阪市	杭全町交差点	大阪市		●	●					●							自排
大阪市	新森小路小学校	大阪市		●	●	●				●							自排
大阪市	海老江西小学校	大阪市	●	●	●					●							自排
大阪市	今里交差点	大阪市		●	●	●				●							自排
大阪市	茨田中学校	大阪市		●	●					●							自排
大阪市	住之江交差点	大阪市		●	●												自排
大阪市	上新庄交差点	大阪市		●	●												自排
大阪市	我孫子中学校	大阪市		●	●					●							自排
堺市	少林寺	堺市	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		一般
堺市	浜寺	堺市	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			一般
堺市	金岡	堺市	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●				一般
堺市	三宝	堺市	●	●	●		●	●	●	●	●						一般
堺市	若松台	堺市	●	●	●				●	●	●	●	●				一般
堺市	石津	堺市	●	●	●		●	●	●	●	●						一般
堺市	登美丘	堺市		●	●				●	●	●						一般
堺市	深井	堺市		●	●				●	●	●						一般
堺市	美原	堺市		●	●				●	●	●	●	●				一般
堺市	堺市役所	堺市		●	●					●							自排
堺市	中環	堺市		●	●	●				●	●						自排
堺市	湾岸	堺市		●	●					●							自排
堺市	常磐浜寺	堺市		●	●					●							自排
堺市	阪和深井畑山	堺市		●	●					●	●						自排
堺市	美原丹上	堺市		●	●	●				●	●						自排
岸和田市	岸和田中央公園	大阪府	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●				一般
岸和田市	天の川下水ポンプ場	大阪府		●	●					●							自排
豊中市	千成	豊中市	●	●	●				●	●	●	●					一般
豊中市	千里	豊中市		●	●					●	●	●					自排
豊中市	豊中市役所	豊中市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	自排
池田市	池田市立南畑会館	大阪府		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			一般
吹田市	吹田市垂水	吹田市	●	●	●				●	●	●						一般
吹田市	吹田市北消防署	吹田市	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			一般
吹田市	吹田市川園	吹田市	●	●	●				●	●	●						一般
吹田市	吹田簡易裁判所	吹田市	●	●	●	●	●	●		●	●						自排
泉大津市	泉大津市役所	大阪府		●	●				●	●	●						一般

所在市町名	測定局名	所管	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	全炭化水素	非メタン炭化水素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	風向・風速	温度	湿度	日射量	雨量	交通量	種別
高槻市	高槻南	高槻市	●	●	●				●	●	●	●	●				一般
高槻市	高槻北	高槻市	●	●	●				●	●	●						一般
高槻市	高槻市役所	高槻市	●	●	●	●	●	●	●	●						●	自排
高槻市	緑が丘	高槻市		●	●	●				●	●						自排
貝塚市	貝塚市消防署	大阪府		●	●		●	●	●	●	●						一般
守口市	守口保健所	大阪府		●	●				●	●	●	●					一般
守口市	淀川工科高校	大阪府		●	●		●	●		●						●	自排
守口市	第一測定局(金田)	守口市	●	●	●				●	●	●						一般
守口市	第二測定局(大日)	守口市	●	●	●	●			●	●	●						一般
守口市	第三測定局(錦)	守口市	●	●	●	●			●	●	●						一般
枚方市	楠葉	枚方市		●	●				●	●	●						一般
枚方市	枚方市役所	枚方市	●	●	●		●	●	●	●	●						一般
枚方市	王仁公園	枚方市	●	●	●				●	●	●						一般
枚方市	招提	枚方市		●	●					●	●						自排
枚方市	中振	枚方市	●	●	●	●				●	●						自排
茨木市	茨木市役所	大阪府	●	●	●				●	●	●	●		●			一般
茨木市	耳原小学校	茨木市	●	●	●				●	●	●						一般
八尾市	八尾保健所	八尾市	●	●	●				●	●	●						一般
八尾市	水越	八尾市	●	●	●				●	●	●						一般
八尾市	太子堂	八尾市		●	●		●	●		●							自排
八尾市	久宝寺緑地	八尾市		●	●				●								自排
泉佐野市	佐野中学校	大阪府		●	●				●	●	●						一般
泉佐野市	末広公園	大阪府		●	●				●	●	●	●	●	●			自排
富田林市	富田林市役所	大阪府	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			一般
寝屋川市	寝屋川市役所	大阪府		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			一般
寝屋川市	成田	寝屋川市	●	●	●	●			●	●	●	●	●				一般
河内長野市	三日市公民館	大阪府		●	●				●	●	●						一般
河内長野市	外環河内長野	大阪府		●	●				●								自排
松原市	松原北小学校	大阪府		●	●		●	●								●	自排
松原市	大塚高校	松原市		●	●				●	●	●						一般
大東市	大東市役所	大阪府		●	●				●	●	●	●					一般
和泉市	緑ヶ丘小学校	大阪府		●	●				●	●	●	●		●			一般
柏原市	府立修徳学院	大阪府		●	●				●	●	●						一般
柏原市	柏原市役所	大阪府	●	●	●				●	●	●						一般
柏原市	西名阪柏原旭ヶ丘	柏原市		●	●	●			●								自排
門真市	門真市役所	門真市	●	●	●				●	●	●						一般
門真市	門真市南	門真市	●	●	●	●			●	●	●						一般
摂津市	摂津市役所	大阪府		●	●		●	●		●						●	自排
高石市	高石中学校	大阪府	●	●	●				●	●	●						一般
高石市	カモモデルMBS	大阪府		●	●		●	●		●						●	自排
高石市	高石消防署高師浜出張所	高石市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		一般
藤井寺市	藤井寺市役所	大阪府		●	●				●	●	●	●					一般
藤井寺市	道明寺東小学校	藤井寺市							●	●	●						一般
東大阪市	東大阪市西保健センター	東大阪市	●	●	●		●	●	●	●	●						一般
東大阪市	東大阪市旭町庁舎	東大阪市	●	●	●				●	●	●	●	●				一般
東大阪市	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●						自排
泉南市	泉南市役所	大阪府		●	●				●	●	●						一般
四條畷市	国設四條畷	大阪府	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	自排
交野市	交野市役所	交野市	●	●	●				●	●							一般
阪南市	南海団地	大阪府		●	●				●	●	●						一般
島本町	島本町役場	大阪府		●	●		●	●	●	●	●						一般
豊能町	豊能町役場	大阪府		●	●				●	●	●	●					一般

※ 公害防止計画策定地域外については、網掛けで表示している。

△は、年度途中で廃止した項目である。

イ 水質汚濁

水質汚濁に係る公共用水域の監視・測定については、水質汚濁防止法の規定により毎年知事が作成する「公共用水域の水質測定計画」に基づき実施している。平成 22 年度は、河川については、87 河川 125 地点で水質 75 項目と底質 3 項目を、海域については、22 地点（底質は 15 地点）で水質 49 項目と底質 15 項目を測定している。

また、地下水質についても、毎年「地下水質測定計画」を定め、監視を実施しており、平成 22 年度は 197 地点で調査を実施している。

それら測定結果については、府ホームページにおいて、情報提供を行っている。

今後、公共用水域の水質等の監視・測定については、水域の状況の変化、新たな基準設定の動向等を把握し、測定機関の連携を強化して、測定地点、測定項目及び測定回数を適切に見直していくとともに、水質異常時の即応体制の確立を図る。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質、底質のダイオキシン類による汚染の状況を把握する。

ウ 騒音

道路に面する地域及び一般地域における騒音の監視については、市町村と連携して騒音に係る環境基準の達成状況を把握している。

また、航空機騒音については、表 3-5-2 に示すとおり、大阪国際空港の周辺における 3 地点で常時測定を実施するとともに、これを補完するための随時測定を併せて行っている。また、関西国際空港については、関係市町と連携して定期的に測定を実施しており、今後も引き続き両空港の航空機騒音に係る監視を行う。

新幹線鉄道、在来鉄道の騒音については、沿線市町と連携し、実態の把握に努める。

表 3-5-2 大阪空港周辺における航空機騒音常時測定局

番号	測定局	測定場所
1	豊島温水プール	B 滑走路南端から約 1.7 Km 飛行コースほぼ直下
2	野田センター	B 滑走路南端から約 2.7 Km 飛行コースほぼ直下
3	西三国センター	B 滑走路南端から約 4.6 Km 飛行コース側方 0.3 Km

エ 土壌

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌のダイオキシン類による汚染状況の把握のため常時監視調査を実施しており、今後も継続して実施する。